ｍｉｎｅｏ通信サービス契約約款

（掲示約款）

２０２４年７月１日現在

株式会社オプテージ

目　次

第１章　総則 ･･･ 5

第１条　約款の適用
第２条　約款の変更
第３条　用語の定義
第４条　通話以外の通信の取り扱い

第２章　ｍｉｎｅｏ通信サービスの種類 ･･･ 9

第５条　ｍｉｎｅｏ通信サービスの種類

第３章　契約 ･･･ 10

第６条　契約の単位
第７条　契約申込の方法
第８条　契約者の氏名などの変更の届出
第９条　契約者暗証番号
第 10 条　契約申込の承諾
第 11 条　ｍｉｎｅｏ契約者の契約者確認の取り扱い
第 12 条　契約者識別番号
第 13 条　ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断
第 14 条　利用権の譲渡の禁止
第 15 条　ｍｉｎｅｏ契約者が行う契約の解除
第 15 条の２　ｍｉｎｅｏ契約者が行う初期契約解除
第 16 条　当社が行う契約の解除
第 17 条　その他の提供条件

第４章　付加機能 ･･･ 14

第 18 条　付加機能の提供
第 19 条　付加機能の廃止
第 20 条　ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断があった場合の取り扱い
第 21 条　地位の承継があった場合の取り扱い

第５章　ＳＩＭ等の貸与等 ･･･ 15

第 22 条　ＳＩＭカードの貸与等
第 23 条　契約者識別番号その他の情報の登録など
第 24 条　ＳＩＭカードの情報消去および返還

第 25 条　ＳＩＭ等の管理責任
第 26 条　ＳＩＭ等の暗証番号

第６章　利用中止および利用停止 ･･･ 17

第 27 条　利用中止
第 28 条　利用停止

第７章　通信 ･･･ 19

第 29 条　通信の種類
第 30 条　電波伝播条件による通信場所の制約
第 31 条　相互接続に伴う通信
第 32 条　国際通話の取り扱い
第 33 条　外国における取り扱い制限
第 34 条　通信利用の制限
第 35 条　通信の利用を制限する措置
第 36 条　同上
第 37 条　同上
第 37 条の２　同上

第８章　料金など ･･･ 23

第１節　料金および工事に関する費用

第 38 条　料金および工事に関する費用

第２節　料金などの支払義務

第 39 条　基本使用料および付加機能利用料の支払義務
第 40 条　通話料の支払義務
第 41 条　削除
第 42 条　手続きに関する料金の支払義務
第 43 条　ユニバーサルサービス料の支払義務
第 44 条　電話リレーサービス料の支払義務
第 45 条　工事費の支払義務

第３節　料金の計算および支払い

第 46 条　料金の計算および支払い

第４節　預託金

第 47 条　預託金

第５節　割増金および延滞利息

第 48 条　割増金
第 49 条　延滞利息

第６節　相互接続通信の料金の取り扱い

第 50 条　相互接続通信の料金の取り扱い

第９章　保守 ･･･ 26

第 51 条　契約者の維持責任
第 52 条　契約者の切分責任
第 53 条　修理または復旧
第 54 条　修理または復旧の場合の暫定措置

第１０章　損害賠償 ･･･ 28

第 55 条　責任の制限
第 56 条　免責

第１１章　雑則 ･･･ 30

第 57 条　発信者番号通知
第 58 条　緊急通報に係る情報通知
第 59 条　承諾の限界
第 60 条　利用に係る契約者の義務
第 60 条の２　利用者登録
第 61 条　契約者に係る情報の利用
第 61 条の２　本人確認書類の取り扱い
第 62 条　電気通信事業者への情報の通知
第 63 条　電話番号案内
第 64 条　電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等
第 65 条　法令に規定する事項
第 66 条　専属的合意管轄裁判所
第 67 条　準拠法
第 68 条　サービスの終了

第 69 条　eoID の提供
第 70 条　キャンペーンの適用

料金表 ･･･ 35

通則
第１表　料金
第１　　基本使用料
第２　　付加機能利用料
第３　　通話料
第４　　手続きに関する料金
第５　　ユニバーサルサービス料
第６　　携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金
第２表　工事費
別表１　付加機能 ･･･ 66
別表２　削除
別表３　削除

別　記 ･･･ 76

附　則 ･･･ 90

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりｍｉｎｅｏ通信サービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、別記２に定めるところによりｍｉｎｅｏ通信サービスに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他者の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他者の通信の用に供すること
3　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4　通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
5　データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信
6　電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7　データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8　ｍｉｎｅｏ通信サービス	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス
9　ｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所	ｍｉｎｅｏ通信サービスに関する業務を行う事業所
10　ｍｉｎｅｏ契約	当社からｍｉｎｅｏ通信サービスの提供を受けるための契約
11　ｍｉｎｅｏ契約者	当社とｍｉｎｅｏ契約を締結している者
12　協定事業者	当社または特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者または事業法第 16 条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）
13　外国事業者	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）と国際ローミング協定（事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者

14　特定携帯電話事業者	ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社
15　ＬＴＥ約款	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款
16　ＷＩＮ約款	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款
17　ａｕ(5G)約款	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のａｕ（5G）通信サービス契約約款
18　ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のＬＴＥ約款に定めるａｕ（ＬＴＥ）通信サービス
19　ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のＷＩＮ約款に定めるａｕ（ＷＩＮ）通信サービス
20　ａｕ（5G）通信サービス	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に限ります。）のａｕ(5G)約款に定めるａｕ（5G）通信サービス
21　ＦＯＭＡ約款	特定携帯電話事業者（株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）のドコモＦＯＭＡサービス契約約款
22　Ｘｉ約款	特定携帯電話事業者（株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）のドコモＸｉサービス契約約款
23　ドコモ（5G）約款	特定携帯電話事業者（株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）の5G サービス契約約款
24　ドコモＦＯＭＡ通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）のＦＯＭＡ約款に定めるドコモＦＯＭＡ通信サービス
25　ドコモＸｉ通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）のＸｉ約款に定めるドコモＸｉ通信サービス
26　ドコモ 5G 通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社ＮＴＴドコモに限ります。）のドコモ（5G）約款に定めるドコモ 5G 通信サービス
27　3G 通信サービス約款	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）のソフトバンク 3G 通信サービス契約約款
28　4G 通信サービス約款	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）のソフトバンク 4G 通信サービス契約約款
29　ソフトバンク（5G）約款	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）のソフトバンク 5G 通信サービス契約約款
30　ソフトバンク 3G 通信サービス	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）の 3G 通信サービス約款に定めるソフトバンク 3G 通信サービス
31　ソフトバンク 4G 通信サービス	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）の 4G 通信サービス約款に定めるソフトバンク 4G 通信サービス
32　ソフトバンク 5G 通信サービス	特定携帯電話事業者（ソフトバンク株式会社に限ります。）の 5G 通信サービス約款に定めるソフトバンク 5G 通信サービス
33　加入電話サービス	電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）第９条第１号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（ＩＰ電話サービスを除きます。）
34　ＩＰ電話サービス	電気通信番号規則第９条第１号または第 10 条第２号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（別記 25 に定めるものを除きます。）

35　中継サービス	電気通信番号規則第５条または第 10 条第３号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
36　携帯電話サービス	電気通信番号規則第９条第３号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
37　ＰＨＳサービス	電気通信番号規則第９条第４号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
38　加入電話事業者	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）または加入電話サービスを提供する協定事業者
39　ＩＰ電話事業者	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）またはＩＰ電話サービスを提供する協定事業者
40　中継事業者	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）または中継サービスを提供する協定事業者
41　携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者
42　ＰＨＳ事業者	ＰＨＳサービスを提供する協定事業者
43　移動無線装置	ｍｉｎｅｏ契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用される無線送受信装置
44　端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
45　ＳＩＭカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がｍｉｎｅｏ通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
46　ａｕＩＣカード	ＳＩＭカードのうち、当社がｍｉｎｅｏ通信サービス（Ａプラン）の提供のために契約者に貸与するもの
47　ドコモＵＩＭカード	ＳＩＭカードのうち、当社がｍｉｎｅｏ通信サービス（Ｄプラン）の提供のために契約者に貸与するもの
48　ソフトバンクＵＳＩＭカード	ＳＩＭカードのうち、当社がｍｉｎｅｏ通信サービス（Ｓプラン）の提供のために契約者に貸与するもの
49　ｅＳＩＭ	ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供のために、電話番号その他の情報を登録する端末設備の領域
50　ＳＩＭ等	ＳＩＭカードまたはｅＳＩＭ
51　当社端末機器	当社が別に定めるところにより売り切りをする端末機器
52　自営端末機器	当社端末機器以外の端末機器
53　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
54　契約者回線	ｍｉｎｅｏ契約に基づいて携帯電話事業者の無線基地局設備とｍｉｎｅｏ契約者が指定する移動無線装置 との間に設定される電気通信回線

55　他網契約者回線	ｍｉｎｅｏ通信サービス、特定携帯電話事業者のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス、ａｕ（5G）通信サービス、ドコモＸｉ通信サービス、ドコモ 5G 通信サービス、ソフトバンク 4G 通信サービス、ソフトバンク 5G 通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線（当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）であって、ＷＩＮ契約者回線（特定携帯電話事業者のＷＩＮ約款に定める契約者回線をいいます。以下同じとします。）、ＦＯＭＡ契約者回線およびソフトバンク 3G 通信サービス契約者回線以外のもの
56　他網公衆電話	特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）または協定事業者が該当その他場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス
57　ＫＤＤＩ相互接続点	ＫＤＤＩ株式会社がＬＴＥ約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス、ａｕ（5 G）通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
58　ＮＴＴドコモ相互接続点	株式会社ＮＴＴドコモがＸｉ約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ドコモＦＯＭＡ通信サービス、ドコモ 5G 通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とドコモＸｉ通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
59　ソフトバンク相互接続点	ソフトバンク株式会社が 4G 通信サービス約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービス（ソフトバンク 3G 通信サービス、ソフトバンク 5G 通信サービスを除きます。）に係る電気通信設備とソフトバンク 4G 通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
60　他社相互接続点	当社または特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）と当社以外または特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点。
61　契約者回線など	（１）契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または協定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 （２）相互接続点
62　契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ
63　料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
64　ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年６月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

65　電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
66　消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
67　法人契約	法人その他の団体（これらに相当するものと当社が認めるものを含みます。）が当社と締結する契約

（通話以外の通信の取り扱い）

第４条　ｍｉｎｅｏ通信サービスを利用して行う通話以外の通信（データ通信を除きます。）は、これを通話とみなして取り扱います。

第２章　ｍｉｎｅｏ通信サービスの種類

（ｍｉｎｅｏ通信サービスの種類）

第５条　ｍｉｎｅｏ通信サービスには、料金表第１表（料金）に規定する種類があります。

第３章　契約

（契約の単位）

第６条　当社は、契約者識別番号１番号ごとに１のｍｉｎｅｏ契約を締結します。この場合、契約者は、１のｍｉｎｅｏ契約につき１人に限ります。

（契約申込の方法）

第７条　ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。

２　前項の申し込みは、満 18 歳以上の個人に限り可能です。ただし、月間通信量制限プレミアムコースの申し込み、または法人の申し込みにおいては、当社が別に定める方法によります。

３　ｍｉｎｅｏ契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、そのｍｉｎｅｏ契約の申し込みについて第１項の申し込みがあったものとみなして取り扱います。（必要に応じて、当社所定の契約申込書および当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただくことがあります。）この場合の申込事項については、そのｍｉｎｅｏ契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているｍｉｎｅｏ通信サービスに準じて取り扱います。当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスの変更契約における重要事項説明についてＷｅｂサイトに掲載する提供条件により行います。

（１）当社が別に定める態様により、ｍｉｎｅｏ契約を解除すると同時に新たにｍｉｎｅｏ契約を締結する場合

（２）（１）を除く契約内容の変更の場合

４　前項第１号の申出があったときは、当社は、現に提供しているｍｉｎｅｏ契約の解除について、第 15 条（ｍｉｎｅｏ契約者が行う契約の解除）の規定の通知があったものとみなして取り扱います。

５　前２項の取扱はＭ２Ｍアクセスまたは Ｍ２Ｍアクセス以外のもので固定 IP もしくはＶＰＮ－ＳＩＭを利用するタイプである場合を除きます。

（契約者の氏名などの変更の届出）

第８条　ｍｉｎｅｏ契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

２　前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（契約者暗証番号）

第９条　ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをするときは、当社が別に定める方法により、その１のｍｉｎｅｏ契約に係る契約者を識別するための暗証番号（以下「契約者暗証番号」といいます。）を登録していただきます。

２　ｍｉｎｅｏ契約者は、前項の規定により登録した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

３　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者以外の者が第１項の規定により登録された契約者暗証番号を使用した場合、そのｍｉｎｅｏ契約者が使用したものとみなして取り扱います。

（契約申込の承諾）

第10条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って当社が別に定める照査基準に基づき承諾します。

２　ｍｉｎｅｏ契約は、当社が承諾した時点をもって成立するものとします。なお、当社はｍｉｎｅｏ契約者に所定の方法により承諾の成立を速やかに通知します。

３　前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

４　前２項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

（１）ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをした者がｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

（２）第７条（契約申込の方法）に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。

（３）ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをした者が、第28条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはｍｉｎｅｏ契約の解除を受けたことがあるとき。

（４）ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをした者が、当社が提供するｍｉｎｅｏ通信サービス以外のサービスの利用を停止されたことがあるまたはｍｉｎｅｏ通信サービス以外のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）第60条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（６）個人の申し込みにおいて、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをした者の当社と締結している他のｍｉｎｅｏ契約の数の合計が１０以上であるとき。

（７）申込者が指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。

（８）ｍｉｎｅｏ契約の申し込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。）を貸与したものと当社が認めたとき。

（９）Ｍ２Ｍアクセスまたは Ｍ２Ｍアクセス以外のもので固定 IP もしくはＶＰＮ－ＳＩＭを利用するタイプを申込した者が、法人（当社が法人と認めたもの）でないとき。

(10) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ｍｉｎｅｏ契約者の契約者確認の取り扱い）

第 11 条　当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、ｍｉｎｅｏ契約者に対して、契約者確認（同法第９条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合においては、ｍｉｎｅｏ契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（本人確認書類等の提出）

第11条の２　当社は、当社が必要と認めたときに、ｍｉｎｅｏ契約者に本人確認書類等の提出を求めること等により契約者情報の確認を行うことができるものとします。この場合においては、ｍｉｎｅｏ契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により本人確認書類等の提出に応じていただきます。

（契約者識別番号）

第 12 条　ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者識別番号は、１の契約者回線ごとに当社が定めます。なお、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

２　当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

３　当社は、ｍｉｎｅｏの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをｍｉｎｅｏ契約者に通知します。

（ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断）

第 13 条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者から当社所定の方法により請求があったときは、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくｍｉｎｅｏ通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います 。

（利用権の譲渡の禁止）

第 14 条　ｍｉｎｅｏ通信サービスに係る利用権（ｍｉｎｅｏ契約者がｍｉｎｅｏ契約に基づいてｍｉｎｅｏ通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡することができません。ただし、当社が事前に承諾した場合を除きます。

（ｍｉｎｅｏ契約者が行う契約の解除）

第 15 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、ｍｉｎｅｏ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（ｍｉｎｅｏ契約者が行う初期契約解除）

第 15 条の２　新たにｍｉｎｅｏ契約（デュアルタイプに限ります。以下本条において同じとします。）を締結するｍｉｎｅｏ契約者および､プラン変更(シングルタイプのまま行うプラン変更は除きます。以下本条において同じとします。)、タイプ変更またはコース変更（シングルタイプのまま行うコース変更は除きます。以下本条において同じとします。）を行うｍｉｎｅｏ契約者（以下本条において、併せて「対象契約者」といいます。）は、事業法施行規則第 22 条の２の７第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約、プラン変更、タイプ変更またはコース変更に係る変更契約をいいます。以下この条において同じとします。)を締結したときに、事業法第 26 条の２の第１項に基づき当社がｍｉｎｅｏ契約者に交付した書面（同条第２項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下この条において同じとします。)を受領した日または当社が対象契約に係るｍｉｎｅｏ通信サービスの提供を開始した日のいずれか遅い日から起算して８日が経過するまでの間（以下､「初期契約解除期間」といいます。)、当社に書面を発することまたは当社が別に定める方法により通知または手続することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。(ただし、コース変更に係る初期契約解除については、解除月の翌月（毎月２５日以降に初期契約解除を行った場合は、解除月の翌々月）に適用されます。）この場合において、対象契約者は、当社が別に定める事務手数料等を負担するものとします。

２ 初期契約解除は、ｍｉｎｅｏ契約者が前項に既定する書面を発した日または通知を完了した日に、その効力を生じます。

３ 法人契約については、前各項の規定は適用されないものとします。

４ 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の３、事業法施行規則および総務省告示等

の法令ならびに当社が別に定めるところによります。

（当社が行う契約の解除）

第16条　当社は、第28 条（利用停止）の規定によりｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を停止されたｍｉｎｅｏ契約者が、なおその事実を解消しない場合、そのｍｉｎｅｏ契約を解除することがあります。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、ｍｉｎｅｏ契約者が第28条（利用停止）、別記17（ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用における禁止行為）の各号の規定のいずれかに該当する場合または第25条（ＳＩＭ等の管理責任）の規定に違反すると当社が認めた場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、第61条の２（本人確認書類の取り扱い）の３項に該当する場合は、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用停止をしないでそのｍｉｎｅｏ契約を解除することがあります。

３　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたときは、そのｍｉｎｅｏ契約を解除するものとします。

４　前３項の規定にかかわらず、当社は、ｍｉｎｅｏ契約者について、破産法または民事再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのｍｉｎｅｏ契約を解除します。

（注）当社は、本条第１項または第２項の規定により、そのｍｉｎｅｏ契約を解除しようとするときは、あらかじめｍｉｎｅｏ契約者にそのことを通知します。ただし、第61条の２（本人確認書類の取り扱い）の３項または別記17の（２）、（４）、（２５）、（２６）または別記18または別記33に該当する場合はこの限りではありません。

（その他の提供条件）

第 17 条　ｍｉｎｅｏ契約に関するその他の提供条件については、別記３、４に定めるところによります。

第４章　付加機能

（付加機能の提供）

第 18 条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者から付加機能の利用の請求があったときは、別表１に規定する付加機能を提供します。

２　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者から請求があったときは、前項に規定する付加機能の変更を行います。

３　別表１に基づき提供する付加機能のうち、別記 29 に定める機能については、第１項の規定にかかわらず、それぞれｍｉｎｅｏ契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

４　第１項および第２項ならびに第３項の請求があったときは、当社は、第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の廃止）

第 19 条　当社は、その付加機能の提供を受けているｍｉｎｅｏ契約者から、ｍｉｎｅｏ契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、付加機能を廃止します。

（ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断があった場合の取り扱い）

第 20 条　当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

（地位の承継があった場合の取り扱い）

第 21 条　当社は、付加機能を提供している契約者回線について、ｍｉｎｅｏ契約者の地位の承継があった場合であって、別表１に別段の定めがあるときは、その付加機能を廃止します。

第５章　ＳＩＭ等

（ＳＩＭカードの貸与等）

第22条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者に対し、ＳＩＭカードを貸与します。この場合において、貸与するＳＩＭカードの数は、１のｍｉｎｅｏ契約につき１とします。

２　当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するＳＩＭカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをｍｉｎｅｏ契約者に通知します。

３ 第１項の規定にかかわらず、次条の規定に基づきｅＳＩＭに契約者識別番号その他の情報の登録等を行っているときは、ＳＩＭ等の種類の変更の請求があった場合を除き、ＳＩＭカードを貸与しません。

（契約者識別番号その他の情報の登録など）

第23条　当社は、次の場合に、ＳＩＭ等に契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

（１）ＳＩＭカードを貸与するとき。

（２）その他、当社のＳＩＭカードの貸与を受けているまたはｅＳＩＭを保有するｍｉｎｅｏ契約者から、そのＳＩＭ等への契約者識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。

２　当社は、前項の規定によるほか、第12条（契約者識別番号）第２項または第54条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により契約者識別番号を変更するときは、契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。

（ＳＩＭカードの情報消去および返還）

第24条　当社は、次の場合には、当社のｍｉｎｅｏ契約者に貸与するＳＩＭカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

（１）そのＳＩＭカードの貸与に係るｍｉｎｅｏ契約の解除があったとき。

（２）その他、ＳＩＭカードを利用しなくなったとき。

２　当社のａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードの貸与を受けているｍｉｎｅｏ契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードに切れ込みを入れ、これを破棄するものとします。

３　前項の規定によるほか、第22条（ＳＩＭカードの貸与等）第２項の規定により、当社がａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードの変更を行った場合、ｍｉｎｅｏ契約者は、変更前のａｕＩＣカードまたはソフトバンクＵＳＩＭカードに切れ込みを入れ、これを破棄するものとします。

４　当社のドコモＵＩＭカードの貸与を受けているｍｉｎｅｏ契約者は、第１項の各号に該当する場合、そのドコモＵＩＭカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。なお、ｍｉｎｅｏ契約者がドコモＵＩＭカードを当社に返還する際にｍｉｎｅｏ契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから１カ月以内にｍｉｎｅｏ契約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）

５　前項の規定によるほか、第22条（ＳＩＭカードの貸与等）第２項の規定により、当社がドコモＵＩＭカードの変更を行った場合、ｍｉｎｅｏ契約者は、変更前のドコモＵＩＭカードを返還するものとします。

（ＳＩＭ等の管理責任）

第 25 条　当社のＳＩＭカードの貸与を受けているまたはｅＳＩＭを保有するｍｉｎｅｏ契約者は、そのＳＩＭ等（ｍｉｎｅｏ契約者が指定する移動無線装置（以下「ｅＳＩＭ利用端末」といいます。）にｅＳＩＭを登録するために当社が提供するＱＲコード　を含みます。以下本条において同じとします。）を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

２ 当社のＳＩＭカードの貸与を受けているまたはｅＳＩＭを保有するｍｉｎｅｏ契約者は、ＳＩＭ等について盗難にあった場合、詐取された場合、紛失した場合または毀損、自然故障した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

３ 当社は、第三者がＳＩＭ等を利用した場合であっても、ＳＩＭ等のｍｉｎｅｏ契約者が利用したものとみなして取り扱います。

４ 当社は、ＳＩＭ等、ｅＳＩＭ利用端末の盗難、詐取、紛失または毀損、自然故障に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

（ＳＩＭ等の暗証番号）

第 26 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、当社が別に定める方法により、ＳＩＭ等に、暗証番号（そのＳＩＭ等を利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下本条において同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのＳＩＭカードの貸与を受けているまたはｅＳＩＭを保有するｍｉｎｅｏ契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのｍｉｎｅｏ契約者が登録を行ったものとみなします。

２　ｍｉｎｅｏ契約者は、暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第６章　利用中止および利用停止

（利用中止）

第27条　当社は、次の場合には、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を中止することがあります。

（１）当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

（２）特定のｍｉｎｅｏ契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

（３）第34条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

２　前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるｍｉｎｅｏ通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

３　当社は、本条の規定によりｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第28条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者が次のいずれかに該当するときは、６カ月以内で当社が定める期間（ｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務を支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第２号、第３号または第５号の規定に該当するときは、当社がｍｉｎｅｏ契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのｍｉｎｅｏ通信サービス（第２号、第３号、第５号、第１１号、または第１２号の規定に該当するときは、同一者による契約であると当社が判断する全てのｍｉｎｅｏ契約（同一eoIDにおけるｍｉｎｅｏ契約を含みますが、これに限りません。））の利用を停止することがあります。

（１）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

（２）ｍｉｎｅｏ通信サービスに係る契約の申し込みに当たって事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

（３）別記３もしくは４の規定に違反したとき、または別記３もしくは４の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

（４）ｍｉｎｅｏ契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のｍｉｎｅｏ通信サービスに係る料金その他の債務またはｍｉｎｅｏ契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（５）第11条（ｍｉｎｅｏ契約者の契約者確認の取り扱い）第11条の２（本人確認書類等の提出）（第17条（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。）第61条の２（本人確認書類の取り扱い）に規定する期間内に、契約者確認または本人確認書類の提出に応じないとき。

（６）ｍｉｎｅｏ契約者がそのｍｉｎｅｏ通信サービスまたは当社と契約を締結している他のｍｉｎｅｏ通信サービスの利用において第60条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認め

たとき。

（７）契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

（８）別記５もしくは６の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等（別記７に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

（９）別記８、９、10 または 11 の規定に違反したとき。

(10) 第 47 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(11) 支払手段として指定されているクレジットカードを使用することができなくなったとき。またはクレジットカードの不正利用もしくは不正登録等、不当な行為をしたと当社が判断したとき。

(12) 支払手段として指定されているクレジットカードの名義人がｍｉｎｅｏ契約者の名義と異なることが判明したとき。

２　当社は、本条の規定によりｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をそのｍｉｎｅｏ契約者に通知します。ただし、本条第６号（次の各号に掲げる場合に限ります。）もしくは第 11 号の規定により、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

（ア）第 60 条（利用に係る契約者の義務）第１項第３号の規定に違反する場合

（イ）第 60 条（利用に係る契約者の義務）第１項第５号の規定に違反する場合

第７章　通信

（通信の種類）

第 29 条　通信には、次の種類があります。

種類	内容
１　一般通信	２以外の通信
２　相互接続通信	相互接続点との間の通信

２　契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

種類	内容
１　通常通話	２以外の通信
２　国際通話	ｍｉｎｅｏ通信サービスを使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）およびインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話

２の２　契約者回線からの通話は、国際通話、フリーダイヤル(0120,0800 など)、ナビダイヤル(0570)、各種有料サービス(0990 など)、3 桁特番(110,119,104 など)、mineo でんわサービス（0063、006751、0088292)、各種操作用特番(留守番電話・転送電話等)を除き、発信時に 0077-501（以下、プレフィックス番号）を自動付与します。

３　国際通話は、ｍｉｎｅｏ通信サービス（デュアルタイプに限ります。）のｍｉｎｅｏ契約者回線からの通話に限り行うことができます。

（電波伝播条件による通信場所の制約）

第 30 条　通信は、その移動無線装置 が別記１で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

（相互接続に伴う通信）

第 31 条　ＫＤＤＩ相互接続点、ＮＴＴドコモ相互接続点およびソフトバンク相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。

２　他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社または特定携帯電話事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモおよびソフトバンク株式会社に限ります。）が定めた通信に限り行うことができます。

３　相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するｍｉｎｅｏ通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

（国際通話の取り扱い）

第 32 条　国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

２　当社は、契約者回線がＳプランである場合を除き、ｍｉｎｅｏ契約者から請求があったときは、国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（外国における取り扱い制限）

第 33 条　国際通話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

（通信利用の制限）

第 34 条　当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

（１）次に掲げる機関に提供しているｍｉｎｅｏ通信サービス（当社または特定携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 12 の基準に該当する新聞社などの機関 預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関

（２）特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

（通信の利用を制限する措置）

第 35 条　前条の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者は、ｍｉｎｅｏ契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

（１）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。

（２）契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がｍｉｎｅｏ通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、そ

の通信を切断すること。

（３）当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線に対する当社のｍｉｎｅｏ通信サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

（４）ｍｉｎｅｏ契約者が別記 17 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

２　当社または特定携帯電話事業者は、前項の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、電気通信を検知し、文書データや静止画の圧縮、動画閲覧時におけるトラフィックの通信制御など、ｍｉｎｅｏ通信サービスおよび特定サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。（詳細はｍｉｎｅｏ通信サービスの提供条件に記載のとおりとします。）

３　当社または特定携帯電話事業者は、前２項の規定による場合のほかショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社または特定携帯電話事業者が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社または特定携帯電話事業者が判定したＵＲＬ又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、ｍｉｎｅｏ契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。

第 36 条　当社は、前２条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備（特定携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 37 条　当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するＷｅｂサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、ｍｉｎｅｏ契約者が当該Ｗｅｂサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Ｗｅｂサイトの閲覧を制限する場合があります。

２　当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

３　本条第１項および第２項の規定によりｍｉｎｅｏ契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

４　当社は、本条第１項および第２項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

（注）本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

（注）本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコン

テンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第 37 条の２　契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律における特定サーバー管理者となる場合、同法にて規定される努力義務について十分留意するものとします。

２　契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を現象させる措置を取るよう努力するものとします。

（１）１８歳以上を対象とした情報を発信していることを分かりやすく周知する。

（２）閲覧者に年齢を入力させる等の方法により１８歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。

（３）青少年にとって有害な情報を削除する。

（４）青少年にとって有害な情報のＵＲＬをフィルタリング提供事業者に対して通知する。

第８章　料金など

第１節　料金および工事に関する費用

（料金および工事に関する費用）

第 38 条　ｍｉｎｅｏ通信サービスの料金は、料金表第１表（ｍｉｎｅｏ通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金とします。

２　ｍｉｎｅｏ通信サービスの工事に関する費用は、料金表第２表（工事費）に規定する工事費とします。

第２節　料金などの支払義務

（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）

第 39 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第１表第１（基本使用料）および第２（付加機能利用料）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。

２　前項の期間において、利用の一時中断などによりｍｉｎｅｏ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（２）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ｍｉｎｅｏ通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのｍｉｎｅｏ通信サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのｍｉｎｅｏ通信サービスについての基本使用料

３　前項の規定にかかわらず、ｍｉｎｅｏ契約者は、別表１（付加機能）11 欄に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する料金の支払いを要します。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

（注）基本使用料および付加機能利用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

（通話料の支払義務）

第40条　ｍｉｎｅｏ契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、別記13 の規定により測定した通話時間または送信回数と料金表第１表第３（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

２　相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第50条（相互接続通信の料金の取り扱い）に規定するところによります。

３　ｍｉｎｅｏ契約者は、通話料について、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記 15 に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

第41条　削除

（手続きに関する料金の支払義務）

第42条　ｍｉｎｅｏ契約者は、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき、もしくは料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときは、料金表第１表第４（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。 この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第43条　ｍｉｎｅｏ契約者は、料金表第１表第５（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成１４年６月１９日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

２　当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第44条　ｍｉｎｅｏ契約者は、料金表第１表第６（電話リレーサービス料）に規定する料金（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号） に定める負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

２　当社は、電話リレーサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

（工事費の支払義務）

第45条　ｍｉｎｅｏ契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取り消し（以下この条において「解除など」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に

関して解除などがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第３節　料金の計算および支払い

（料金の計算および支払い）

第 46 条　料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第４節　預託金

（預託金）

第 47 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、次の場合には、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

（１）ｍｉｎｅｏ契約の申し込みの承諾を受けたとき。

（２）第 28 条（利用停止）第１項第１号または第４号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

（３） 当社のｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

２　預託金の額は、１契約ごとに 10 万円以内で当社が別に定める額とします。

３　預託金については、無利息とします。

４　当社は、そのｍｉｎｅｏ契約の解除など、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第５節　割増金および延滞利息

（割増金）

第 48 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 49 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第６節　相互接続通信の料金の取り扱い

（相互接続通信の料金の取り扱い）

第 50 条　ｍｉｎｅｏ契約者または相互接続通信の利用者は、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払を要します。

２　前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社、特定携帯電話事業者または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取り扱いについては、別記 23 または別記 24 に定めるところによります。

第９章　保守

（契約者の維持責任）

第 51 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和 60 年郵政省令第 31 号）などに適合するよう維持していただきます。

２　前項の規定のほか、ｍｉｎｅｏ契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 52 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、ｍｉｎｅｏ契約者から要請があったときは、当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をｍｉｎｅｏ契約者に通知します。

３　当社は、前項の試験により当社または特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、ｍｉｎｅｏ契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理または復旧）

第 53 条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

２　前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 34 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第１順位および第２順位の電気通信設備は、同条第１号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記 12 の基準に該当する新聞社などの機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位および第２順位に該当しないもの

3　特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款またはソフトバンク(5G)約款に準ずるものとします。

（修理または復旧の場合の暫定措置）

第 54 条　当社は、当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 10 章　損害賠償

（責任の制限）

第 55 条　当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのｍｉｎｅｏ通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのｍｉｎｅｏ通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金

（２）料金表第１表第２（付加機能利用料）に規定する海外ローミング機能に係る料金（ｍｉｎｅｏ通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日あたりの平均オプション機能使用料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

（３）料金表第１表第３（通話料）に規定する料金（ｍｉｎｅｏ通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均通話料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

４　前３項の規定にかかわらず、当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側または固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのｍｉｎｅｏ通信サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

５　当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前４項の規定は適用しません。

（免責）

第 56 条　当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款などの変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造などをしなければならなくなったときは、当社は、その改造などに要する費用に限り負担します。

３　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者がｍｉｎｅｏ通信サービスを利用することにより得た情報など（コンピュータープログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。

４　当社は、電波状態により、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用により送受信された情報などが破損また

は滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

5　ｍｉｎｅｏ契約者が、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用に関連し、他の契約者はまたは第三者に対して損害を与えたものとして、当該他のｍｉｎｅｏ契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該ｍｉｎｅｏ契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 11 章　雑則

（発信者番号通知）

第 57 条　契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）またはＳＭＳ（契約者識別番号を用いて文字、数字および記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。） 送信については、発信者番号通知（発信者の契約者識別番号を着信者の契約者回線などへ通知することをいいます。）を行います。 ただし、通話の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う通話については、この限りでありません。

（緊急通報に係る情報通知）

第 58 条　当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、１８４をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の２欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社または特定携帯電話事業者が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

通知する情報	通知する事業者	通知する相手先
１　発信を行った契約者回線に係る契約者識別番号等	当社	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
２　その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度および経度の情報をいいます。）およびその契約者回線に係る契約者識別番号等	特定携帯電話事業者	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

２　特定携帯電話事業者は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第 11 条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりＧＰＳ衛星から受信した信号等の情報を取得します。

３　当社は、当社または特定携帯電話事業者が契約者識別番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第 55 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（承諾の限界）

第 59 条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

２　前項の規定によるほか、当社は、ｍｉｎｅｏ契約者が、当社が別に定める回数を超え１の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

（利用に係る契約者の義務）

第 60 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（２）故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（３）故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（４）端末設備もしくは自営電気通信設備またはＳＩＭ等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。

（５）他者の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他者の利益を害する態様でｍｉｎｅｏ通信サービスを利用しないこと。なお、別記 17 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

（６）位置情報（端末設備の所在に係る緯度および経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他者に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

（７）第 60 条の２（利用者登録）に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

２　前項第５号の規定は、ｍｉｎｅｏ契約者がＳＭＳ送信を行う場合について準用します。

３　ｍｉｎｅｏ契約者は、第１項第６号または第７号の規定に違反して他者または登録利用者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（利用者登録）

第 60 条の２　ｍｉｎｅｏ契約者は、そのｍｉｎｅｏ通信サービス契約にかかるｍｉｎｅｏ通信サービスを主に利用するｍｉｎｅｏ契約者以外の者（当社が別に定める範囲のものに限ります。）を当社所定の方法により登録（以下「利用者登録」といいます。）することができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、当社が別に定める情報とします。

２　ｍｉｎｅｏ契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。

（１）　そのｍｉｎｅｏ契約者回線にかかるｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一時中断、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の一次休止もしくは再利用、ｍｉｎｅｏ契約の解除、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求もしくは廃止その他のｍｉｎｅｏ契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めのある場合を除き、ｍｉｎｅｏ契約者の意思表示に基づき行うこと。

（２）　登録利用者が行う通信についても、当社が第 57 条（発信者番号通知）および第 58 条（緊急通報に係る情報通知）の規定に基づく取扱を行うこと。

（３）　ｍｉｎｅｏ契約者からの申出により登録利用者の変更が行われることおよび変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信量明細内訳書の発行について、変更後の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信量明細内訳書の発行と合わせて行われることがあること。

（４）　ｍｉｎｅｏ契約者が、そのｍｉｎｅｏ通信サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（第 59 条の２（債権譲渡等）の規定により、当社がｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務にかかる債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いが無いときを含みます。）は、第 28 条（利用停止）の規定に基づきｍｉｎｅｏ通信サービスの利用を停止されることがあること、又は第 16 条（当社が行う契約の解除）、第 17 条（その他の提供条件）の規定に基づきｍｉｎｅｏ通信サービスにかかる契約を解除されることがあること。

３　ｍｉｎｅｏ契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに当社に申し出ていただきます。

４　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者から登録利用者の変更の申し出あったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして前２項の規定を適用します。

（契約者に係る情報の利用）

第 61 条　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者に係る氏名、名称、生年月日、契約者識別番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等または登録利用者の氏名もしくは生年月日等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（本人確認書類の取り扱い）

第 61 条の２　当社は、ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供（提供の継続を含む。）または当社端末機器の販売を行う条件として、お各さまに対して、当社が定める期間内に別途当社が定める本人確認書類（以下「本人確認書類」といいます。）の提出を求める場合があります。

２　当社は、申し込み時または前項により受領した本人確認書類に関する情報に関し、当該本人確認書類の発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。お客さまはこれについて、同意します。

３　前項による措置などにより、当該本人確認書類が偽造であると当社が判断した際には、第 16 条の規定が適用されます。第１項に定める期間内に本人確認書類の提出がなかった際には、第２８条１項５号の規定が適用されます。

（電気通信事業者等への情報の通知）

第 62 条　ｍｉｎｅｏ契約者は、第 15 条（ｍｉｎｅｏ契約者が行う契約の解除）または第 16 条（当社が行う契約の解除）の規定に基づきｍｉｎｅｏ契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いが

ない場合は、別記 28 に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況などの情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払い状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

２　当社は、中継事業者から請求があったときは、契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記 31 に規定する事業者に係るものに限ります。）の提供を受けている者又はその申し込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

３　ｍｉｎｅｏ契約者は、第２８条（利用停止）５号の規定に基づく利用停止後、当社がｍｉｎｅｏ契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間は、別記 32 に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日などの情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（電話番号案内）

第 63 条　当社は、別に定める電話番号案内事業者が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りでありません。

（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）

第 64 条　電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第１表第３（通話料）に規定する電話番号案内料および電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

２　当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

（法令に規定する事項）

第 65 条　ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

２　前項の規定によるほか、法令に定めがある事項または当該事項に関連する内容については、別記 19 から 21 に定めるところによります。

（専属的合意管轄裁判所）

第 66 条　ｍｉｎｅｏ契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 67 条　この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

（サービスの終了）

第 68 条　当社は、次の場合には、ｍｉｎｅｏ通信サービスを終了することがあります。

（１）ｍｉｎｅｏ通信サービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定したｍｉｎ

ｅｏ通信サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。

（２）当社が提供する他のサービスに伴い、ｍｉｎｅｏ通信サービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。

（３）経営上、技術上などの理由によりｍｉｎｅｏ通信サービスが適正かつ正常な提供ができなくなりｍｉｎｅｏ通信サービスの運営が事実上不可能になったとき。

（４）その他の理由でｍｉｎｅｏ通信サービスが提供できなくなったとき。

２　当社は、前項の規定によりｍｉｎｅｏ通信サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などをｍｉｎｅｏ契約者に通知します。

（eoID の提供）

第 69 条　当社は、mineo 通信サービスの提供を承諾した場合は、mineo 契約者に対し、１の eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。

２　eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めます。mineo 契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

（キャンペーン等の適用）

第 70 条　mineo 契約者が、mineo 通信サービスの提供条件において当社が定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

料金表

通則

（料金の計算方法など）

1　料金表に定める料金または工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税込額とします。

（注）この約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りでありません。

（１）　海外ローミング機能に係る付加機能利用料

（２）　国際通話に関する料金

（３）　国際ＳＭＳ送信に関する料金（通話料に限ります。）

2　当社は、ｍｉｎｅｏ契約者がそのｍｉｎｅｏ契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、付加機能利用料、通話料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

（基本使用料の日割り）

4　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料および付加機能利用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。

（１）料金月の起算日以外の日に契約者回線または付加機能の提供の開始があったとき。

（２）料金月の起算日以外の日にｍｉｎｅｏ契約の解除または付加機能の廃止があったとき。

（３）料金月の起算日に契約者回線または付加機能の提供を開始し、その日にそのｍｉｎｅｏ契約の解除または付加機能の廃止があったとき。

（４）料金月の起算日以外の日に月額料金の額が増加または減少したとき。この場合増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

（５）料金月の起算日以外の日にｍｉｎｅｏ通信サービスの基本データ容量などの変更により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

（６）第 39 条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（７）第３項の規定に基づく起算日の変更があったとき。

5　前項第１号から第６号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 39 条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）第２項第３号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

6　第４項第７号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

7　第 55 条（責任の制限）第２項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第４項および第５項の規定に準じて取り扱います。

（端数処理）

8　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金などの支払い）

9　ｍｉｎｅｏ契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。

9の２　支払い手段としてクレジットカードを指定する場合は、ｍｉｎｅｏ契約者の名義と異なるクレジットカードを登録してはいけません。

10　料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

11　当社は、第９項および第 10 項の規定にかかわらず、ｍｉｎｅｏ契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、ｍｉｎｅｏ契約者に係る１月の支払い額が当社が別に定める額に満たない場合は、ｍｉｎｅｏ契約者の承諾なく２月分の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。なお、あらかじめｍｉｎｅｏ契約者から当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときはこの限りではありません。

（料金などの臨時減免）

12　当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事に関する費用を減免することがあります。

13　当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第１表　料金

第１　基本使用料

１　２以外のもの

１－１　適用

（１）ｍｉｎｅｏ通信サービスの種類

ア　ｍｉｎｅｏ通信サービスには、次の種類があります。

プラン	内容
Ａプラン	ＫＤＤＩ株式会社の回線を利用した通信サービス
Ｄプラン	株式会社ＮＴＴドコモの回線を利用した通信サービス
Ｓプラン	ソフトバンク株式会社の回線を利用した通信サービス

イ　Ａプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。
デュアルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）	通話およびデータ通信（ＩＰ－ＶＰＮ接続用）が利用可能なもの。
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）	データ通信（ＩＰ－ＶＰＮ接続用）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）のみ利用可能なもの。

ウ　Ａプランのデュアルタイプには、次の種類があります。

タイプ	内容
第１種デュアルタイプ	第２種デュアルタイプ以外のもの
第２種デュアルタイプ	ＶｏＬＴＥ対応端末（ＶｏＬＴＥに対応した端末設備をいいます。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの。

エ　Ｄプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。
デュアルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）	通話およびデータ通信（ＩＰ－ＶＰＮ接続用）が利用可能なもの。
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）	データ通信（ＩＰ－ＶＰＮ接続用）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）	データ通信およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。

シングルタイプ（ＳＭＳ機能付・ＶＰＮ－ＳＩＭ）	データ通信（ＩＰ―ＶＰＮ接続用）およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ（固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。

オ　Ｓプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
デュアルタイプ	通話およびデータ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）	データ通信およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ（固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。

カ　ｍｉｎｅｏ通信サービスには、次のコースがあります。

コース	内容
月間通信量制限コース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与されたもの。
月間通信量制限プレミアムコース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与され、通信にて専用帯域を利用するもの。
月間通信量制限エココース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与され、当社が別途定める時間帯において通信速度条件を 200kbps に制限するもの。
在庫コース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与されるものの、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用は行えないもの。
マイそくコース	１の料金月において利用可能な通信速度を設定し、当社が別途定める時間帯において通信速度条件を 32kbps に制限するもの。

備考

１．月間通信量とは、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに

利用可能な通信量をいいます。ただし、その通信の帯域の制限が、第 35 条(通信の利用を制限する措置)第３項に規定する制限の場合は、この限りではありません。

２．ｍｉｎｅｏ契約者が契約者回線を使用し、データ通信を行った場合、その通信量を月間通信量から減算します。

ただし、当社が別に定める通信の場合は、その通信量を月間通信量から減算しません。

３．２の規定により月間通信量が枯渇した場合、以後の通信における通信の帯域は、当社が別に定める帯域となります。

４．月間通信量の利用期限は、その月間通信量が付与された料金月の翌料金月の末日までとします。

５．３の規定にかかわらず、別表１（付加機能）１（通信量追加機能）により、通信量を追加した場合、その規定が優先されるものとします。

６．当社は、当社が別に定める方法によりｍｉｎｅｏ契約者に月間通信量を追加する場合があります。

７．法人契約においては月間通信量制限プレミアムコースおよび月間通信量制限エココースを申し込むことができません。

８．月間通信量制限プレミアムコースをご利用中のままでのプラン変更、タイプ変更はお申し込みできません。

９．在庫コースは、法人契約においてシングルタイプ（ＳＭＳ機能付のものを除く。）を利用中の場合のみ設定が可能です。

１０．在庫コースをご利用中は、在庫コースの解除以外の変更は原則としてお申込みできません。

１１．在庫コースの設定および解除は、当社が別に定める期間中に、設定または解除のどちらかを１日につき１度しか行えません。

１２．在庫コースの設定を行うと、設定の翌月から自動的に月間通信量は５００ＭＢに変更されます。

１３．マイそくコースの通信速度は、実際の使用における一定の通信速度を保証するものではありません。

１４．マイそくコースでは、土曜、日曜を除く毎日１２時～１３時は通信速度が最大３２ｋｂｐｓに制限されます。

１５．マイそくコースでは、直近３日間で１０ＧＢ以上の通信量の利用があった場合、通信速度が最大３２ｋｂｐｓに制限されます。

１６．１４、１５の規定にかかわらず、別表１（付加機能）３７（24時間データ使い放題）を利用した場合、その規定が優先されるものとします。

キ　月間通信量制限コースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
２００ＭＢ（お試し２００ＭＢコース）※１	月間通信量が２０６ＭＢのもの。
５００ＭＢ※２	月間通信量が５１２ＭＢのもの。
１ＧＢ※３	月間通信量が１ＧＢのもの。
３ＧＢ※２	月間通信量が３ＧＢのもの。
５ＧＢ※３	月間通信量が５ＧＢのもの。
６ＧＢ※２	月間通信量が６ＧＢのもの。
１０ＧＢ	月間通信量が１０ＧＢのもの。
２０ＧＢ	月間通信量が２０ＧＢのもの。
３０ＧＢ※２	月間通信量が３０ＧＢのもの。

※１　お試し２００ＭＢコースについては、以下の点が他のコースと異なります。
・新規契約時のみご契約いただけます。なお、店舗（お渡し店を含む。）でご契約の際はこちらのコースはお申し込みいただけません。
・本コースご契約中は、他のタイプ・プランへの変更はできません。
・本コースには原則として各キャンペーンが適用されません。
・ご利用開始日の翌月２５日までにコース変更がなされなかった場合、その翌月からは自動的に１ＧＢコース（法人契約の場合は５００ＭＢコース）に変更となります。
・複数回のお申し込みなど、お試しの趣旨から外れたご利用方法であると弊社が判断した場合、お申し込みをお断りする場合がございます。

※２　５００ＭＢ、３ＧＢ、６ＧＢ、３０ＧＢのコースは、個人契約における新規のお申込（他の容量のコースからの変更のお申込を含みます。）の受付を終了しております。

※３　法人契約においては、本コースをご利用いただけません。

ク　月間通信量制限プレミアムコースには、次の種類があります。※

基本データ容量	内容
６ＧＢ	月間通信量が６ＧＢのもの。
１０ＧＢ	月間通信量が１０ＧＢのもの。
２０ＧＢ	月間通信量が２０ＧＢのもの。
３０ＧＢ	月間通信量が３０ＧＢのもの。

※　月間通信量制限プレミアムコースは、新規のお申し込み（他の容量のコースからの変更のお申込を含みます。）の受付を終了しております。

ケ　月間通信量制限エココースには、次の種類があります。※

基本データ容量	内容
３ＧＢ	月間通信量が３ＧＢのもの。
６ＧＢ	月間通信量が６ＧＢのもの。
３０ＧＢ	月間通信量が３０ＧＢのもの。

※　月間通信量制限エココースは、新規のお申し込み（他の容量のコースからの変更のお申込を含みます。）の受付を終了しております。

コ　在庫コースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
５００ＭＢ	月間通信量が５００ＭＢのもの。

サ　マイそくコースには、次の種類があります。

通信速度	内容
スーパーライト３２Ｋｂｐｓ	通信速度が最大３２Ｋｂｐｓのもの。
ライト３００Ｋｂｐｓ	通信速度が最大３００Ｋｂｐｓのもの。
スタンダード１．５Ｍｂｐｓ	通信速度が最大１．５Ｍｂｐｓのもの。
プレミアム３Ｍｂｐｓ	通信速度が最大３Ｍｂｐｓのもの。

<table>
<tr><td></td><td>※　マイそくコースをご契約中は、第３５条(通信の利用を制限する措置)第２項に規定する制限を実施します。
※　法人契約においては、本コースをご利用いただけません。</td></tr>
<tr><td>（２）削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（３）家族割引の適用</td><td>１　家族割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ｍｉｎｅｏ契約者が、当社が別に定める方法により申し込みを行い、当社が承諾した場合に料金表第１表２（料金額）に規定する料金額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。ただし、法人契約においては申し込むことができません。

<table>
<tr><th>家族割引の適用条件</th><th>基本使用料の割引額（税込み）</th></tr>
<tr><td>グループ回線内のデュアルタイプが
3 回線未満</td><td rowspan="2">50 円（55 円）</td></tr>
<tr><td>グループ回線内のデュアルタイプが
3 回線以上であって、1 回線目、
2 回線目の場合</td></tr>
<tr><td>グループ回線内のデュアルタイプが
3 回線以上であって、3 回線目、
4 回線目、5 回線目の場合</td><td>150 円（165 円）</td></tr>
</table>

※シングルタイプの場合、割引額は 50 円（55 円）となります。

２　ｍｉｎｅｏ契約者は本割引の適用を希望する自らの回線および他のｍｉｎｅｏ契約者の回線を選択し、当社に申し出ていただきます。
３　２の選択により本割引を選択するときは、次のいずれかに該当するｍｉｎｅｏ契約者の回線を指定し、登録をして頂きます。
（ア）その申し出をする者との関係が、親子その他当社が別に定める基準に適合する者。
４　本割引の適用は、１に規定する申し込みを当社が承諾した月の基本使用料から割引きを行います。
５　料金表通則の規定に基づき、基本使用料を日割りした場合に、１に規定する割引額が日割額を上回る場合は、その日割りされた基本</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>使用料が割引額となります。
6　本割引を選択しているｍｉｎｅｏ契約者は、本割引の適用を受けるｍｉｎｅｏ契約を変更するときは、当社に申し出ていただきます。
7　本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。
8　当社は、次に該当する場合、その全ての回線割引を廃止する場合があります。
（ア）ｍｉｎｅｏ契約の解除があったとき。（当社が別に定める場合を除きます。）
（イ）契約者が割引回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（ウ）その他当社が不適切と判断したとき。
9　本割引において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（４）複数回線割引の適用</td><td>1　複数回線割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ｍｉｎｅｏ契約者が１つの eoID で２以上のｍｉｎｅｏ契約を締結している場合に、各回線に係る料金表第１表２（料金額）に規定する基本使用料から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。
<table><tr><td>基本使用料の割引額（税込み）</td></tr><tr><td>50 円（55 円）</td></tr></table>
2　本割引の適用は、その料金月の月末日に２以上のｍｉｎｅｏ契約がある料金月の基本使用料から割引きを行います。
3　料金表通則の規定に基づき、基本使用料を日割りした場合に、１に規定する割引額が日割額を上回る場合は、その日割された基本使用料が割引額となります。
4　本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。
5　当社は、次に該当する場合、その全ての回線割引を廃止する場合があります。
（ア）ｍｉｎｅｏ契約の解除があったとき。（当社が別に定める場合を除きます。）
（イ）割引回線群にかかる契約者が割引回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（ウ）その他当社が不適切と判断したとき。
6　本割引に係る割引回線が（３）家族割引の適用を受けるときは、家族割引が優先され適用されます。
7　本割引において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（５）毎月パケット増量特典（パケ増し）の適用</td><td>ｍｉｎｅｏ契約に付随するコンテンツサービスのうち、別途当社が指定するものを前月から継続して利用している場合、当月の基本データ容量と利用中のコンテンツ内容に応じ、別途当社が定めるデータ容量を、当月の月末までに当月の基本データ容量に追加いたします。</td></tr>
</table>

１－２　料金額

（１）　Ａプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	１，１００円(１，０００円)
	５００ＭＢ	１，４４１円(１，３１０円)
	１ＧＢ	１，５５１円(１，４１０円) １，２９８円（１，１８０円）※１
	３ＧＢ	１，６６１円(１，５１０円)
	５ＧＢ	１，５１８円（１，３８０円）
	６ＧＢ	２，４０９円(２，１９０円)
	１０ＧＢ	１，９５８円(１，７８０円)※２ ３，４４３円（３，１３０円）※３
	２０ＧＢ	２，１７８円(１，９８０円)※２ ５，０４９円（４，５９０円）※３
	３０ＧＢ	７，１６１円(６，５１０円)
月間通信量制限プレミアムコース	６ＧＢ	３，２８９円(２，９９０円)
	１０ＧＢ	４，３２３円(３，９３０円)
	２０ＧＢ	５，９２９円(５，３９０円)
	３０ＧＢ	８，０４１円(７，３１０円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，６０６円(１，４６０円)
	６ＧＢ	２，２９９円(２，０９０円)
	３０ＧＢ	６，６６６円(６，０６０円)
マイそくコース	スーパーライト３２Ｋｂｐｓ	２５０円（２２８円）
	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード １．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　２０２１年２月１日以降に個人契約で新規お申し込みいただいた場合の料金額

※２　個人契約の料金額

※３　法人契約の料金額

イ　デュアルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額

		税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	２，５４１円(２，３１０円)
	１ＧＢ	２，６５１円(２，４１０円)
	３ＧＢ	２，７６１円(２，５１０円)
	６ＧＢ	３，５０９円(３，１９０円)
	１０ＧＢ	４，５４３円(４，１３０円)
	２０ＧＢ	６，１４９円(５，５９０円)
	３０ＧＢ	８，２６１円(７，５１０円)

ウ　シングルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ (お試し２００ＭＢコース)	３３０円(３００円)※１ ０円（０円）※２
	５００ＭＢ	７７０円(７００円)
	１ＧＢ	８８０円(８００円)
	３ＧＢ	９９０円(９００円)
	５ＧＢ	１，２６５円（１，１５０円）
	６ＧＢ	１，７３８円(１，５８０円)
	１０ＧＢ	１，７０５円(１，５５０円)※１ ２，７７２円（２，５２０円）※２
	２０ＧＢ	１，９２５円(１，７５０円)※１ ４，３７８円（３，９８０円）※２
	３０ＧＢ	６，４９０円(５，９００円)
月間通信量制限プレミアムコース	６ＧＢ	２，６１８円(２，３８０円)
	１０ＧＢ	３，６５２円(３，３２０円)
	２０ＧＢ	５，２５８円(４，７８０円)
	３０ＧＢ	７，３７０円(６，７００円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	９３５円(８５０円)
	６ＧＢ	１，６２８円(１，４８０円)
	３０ＧＢ	５，９９５円(５，４５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)
マイそくコース	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード １．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　個人契約の料金額

※２　法人契約の料金額

エ　シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	１，８７０円(１，７００円)
	１ＧＢ	１，９８０円(１，８００円)
	３ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	６ＧＢ	２，８３８円(２，５８０円)
	１０ＧＢ	３，８７２円(３，５２０円)
	２０ＧＢ	５，４７８円(４，９８０円)
	３０ＧＢ	７，５９０円(６，９００円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

オ　シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	０円（０円）
	５００ＭＢ	１，３２０円(１，２００円)
	１ＧＢ	１，４３０円(１，３００円)
	３ＧＢ	１，５４０円(１，４００円)
	６ＧＢ	２，２８８円(２，０８０円)
	１０ＧＢ	３，３２２円(３，０２０円)
	２０ＧＢ	４，９２８円(４，４８０円)
	３０ＧＢ	７，０４０円(６，４００円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

（２）Ｄプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	１，１００円(１，０００円)
	５００ＭＢ	１，５４０円(１，４００円)
	１ＧＢ	１，６５０円(１，５００円) １，２９８円（１，１８０円）※１
	３ＧＢ	１，７６０円(１，６００円)
	５ＧＢ	１，５１８円（１，３８０円）
	６ＧＢ	２，５０８円(２，２８０円)
	１０ＧＢ	１，９５８円(１，７８０円)※２ ３，５４２円（３，２２０円）※３
	２０ＧＢ	２，１７８円(１，９８０円)※２

		５，１４８円（４，６８０円）※３
	３０ＧＢ	７，２６０円(６，６００円)
月間通信量制限プレミアムコース	６ＧＢ	３，３８８円(３，０８０円)
	１０ＧＢ	４，４２２円(４，０２０円)
	２０ＧＢ	６，０２８円(５，４８０円)
	３０ＧＢ	８，１４０円(７，４００円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，７０５円(１，５５０円)
	６ＧＢ	２，３９８円(２，１８０円)
	３０ＧＢ	６，７６５円(６，１５０円)
マイそくコース	スーパーライト３２Ｋｂｐｓ	２５０円（２２８円）
	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード１．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　２０２１年２月１日以降に個人契約で新規お申し込みいただいた場合の料金額

※２　個人契約の料金額

※３　法人契約の料金額

イ　デュアルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	２，６４０円(２，４００円)
	１ＧＢ	２，７５０円(２，５００円)
	３ＧＢ	２，８６０円(２，６００円)
	６ＧＢ	３，６０８円(３，２８０円)
	１０ＧＢ	４，６４２円(４，２２０円)
	２０ＧＢ	６，２４８円(５，６８０円)
	３０ＧＢ	８，３６０円(７，６００円)

ウ　シングルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ（お試し２００ＭＢコース）	３３０円(３００円)※１ ０円（０円）※２
	５００ＭＢ	７７０円(７００円)
	１ＧＢ	８８０円(８００円)
	３ＧＢ	９９０円(９００円)
	５ＧＢ	１，２６５円（１，１５０円）
	６ＧＢ	１，７３８円(１，５８０円)
	１０ＧＢ	１，７０５円(１，５５０円)

		※１ ２，７７２円（２，５２０円）※２
	２０ＧＢ	１，９２５円(１，７５０円) ※１ ４，３７８円（３，９８０円）※２
	３０ＧＢ	６，４９０円(５，９００円)
月間通信量制限プレミアムコース	６ＧＢ	２，６１８円(２，３８０円)
	１０ＧＢ	３，６５２円(３，３２０円)
	２０ＧＢ	５，２５８円(４，７８０円)
	３０ＧＢ	７，３７０円(６，７００円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	９３５円(８５０円)
	６ＧＢ	１，６２８円(１，４８０円)
	３０ＧＢ	５，９９５円(５，４５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)
マイそくコース	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード １．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　個人契約の料金額

※２　法人契約の料金額

エ　シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	１，８７０円(１，７００円)
	１ＧＢ	１，９８０円(１，８００円)
	３ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	６ＧＢ	２，８３８円(２，５８０円)
	１０ＧＢ	３，８７２円(３，５２０円)
	２０ＧＢ	５，４７８円(４，９８０円)
	３０ＧＢ	７，５９０円(６，９００円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

オ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ (お試し２００ＭＢコース)	４６２円(４２０円)
	５００ＭＢ	９０２円(８２０円)
	１ＧＢ	１，０１２円(９２０円)
	３ＧＢ	１，１２２円(１，０２０円)
	５ＧＢ	１，３９７円（１，２７０

		円）
	６ＧＢ	１，８７０円(１，７００円)
	１０ＧＢ	１，８３７円(１，６７０円) ※１ ２，９０４円（２，６４０円）※２
	２０ＧＢ	２，０５７円(１，８７０円) ※１ ４，５１０円（４，１００円）※２
	３０ＧＢ	６，６２２円(６，０２０円)
月間通信量制限プレミアムコース	６ＧＢ	２，７５０円(２，５００円)
	１０ＧＢ	３，７８４円(３，４４０円)
	２０ＧＢ	５，３９０円(４，９００円)
	３０ＧＢ	７，５０２円(６，８２０円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，０６７円(９７０円)
	６ＧＢ	１，７６０円(１，６００円)
	３０ＧＢ	６，１２７円(５，５７０円)
マイそくコース	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード １．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　個人契約の料金額

※２　法人契約の料金額

カ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付・ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	２，００２円(１，８２０円)
	１ＧＢ	２，１１２円(１，９２０円)
	３ＧＢ	２，２２２円(２，０２０円)
	６ＧＢ	２，９７０円(２，７００円)
	１０ＧＢ	４，００４円(３，６４０円)
	２０ＧＢ	５，６１０円(５，１００円)
	３０ＧＢ	７，７２２円(７，０２０円)

キ　シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ (お試し２００ＭＢコース)	０円（０円）
	５００ＭＢ	１，３２０円(１，２００円)
	１ＧＢ	１，４３０円(１，３００円)
	３ＧＢ	１，５４０円(１，４００円)
	６ＧＢ	２，２８８円(２，０８０円)

	１０ＧＢ	３，３２２円(３，０２０円)
	２０ＧＢ	４，９２８円(４，４８０円)
	３０ＧＢ	７，０４０円(６，４００円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

ク　シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	１，４５２円(１，３２０円)
	１ＧＢ	１，５６２円(１，４２０円)
	３ＧＢ	１，６７２円(１，５２０円)
	６ＧＢ	２，４２０円(２，２００円)
	１０ＧＢ	３，４５４円(３，１４０円)
	２０ＧＢ	５，０６０円(４，６００円)
	３０ＧＢ	７，１７２円(６，５２０円)

（３）Ｓプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	１，１００円(１，０００円)
	５００ＭＢ	１，９２５円(１，７５０円)
	１ＧＢ	２，０３５円(１，８５０円) １，２９８円（１，１８０円）※1
	３ＧＢ	２，１４５円(１，９５０円)
	５ＧＢ	１，５１８円（１，３８０円）
	６ＧＢ	２，８９３円(２，６３０円)
	１０ＧＢ	１，９５８円(１，７８０円)※2 ３，９２７円（３，５７０円）※3
	２０ＧＢ	２，１７８円(１，９８０円)※2 ５，５３３円（５，０３０円）※3
	３０ＧＢ	７，６４５円(６，９５０円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	６ＧＢ	２，７８３円(２，５３０円)
	３０ＧＢ	７，１５０円(６，５００円)
マイそくコース	スーパーライト３２Ｋｂｐｓ	２５０円（２２８円）
	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード	９９０円（９００円）

	１．５Ｍｂｐｓ	
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　２０２１年２月１日以降に個人契約で新規お申し込みいただいた場合の料金額

※２　個人契約の料金額

※３　法人契約の料金額

イ　シングルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	３３０円(３００円)※２ ０円（０円）※３
	５００ＭＢ	８６９円(７９０円)
	１ＧＢ	９７９円(８９０円) ８８０円（８００円）※１
	３ＧＢ	１，０８９円(９９０円)
	５ＧＢ	１，２６５円（１，１５０円）
	６ＧＢ	１，８３７円(１，６７０円)
	１０ＧＢ	１，７０５円(１，５５０円) ※２ ２，８７１円（２，６１０円）※３
	２０ＧＢ	１，９２５円(１，７５０円) ※２ ４，４７７円（４，０７０円）※３
	３０ＧＢ	６，５８９円(５，９９０円)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，０３４円(９４０円)
	６ＧＢ	１，７２７円(１，５７０円)
	３０ＧＢ	６，０９４円(５，５４０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)
マイそくコース	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード １．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　２０２１年２月１日以降に個人契約で新規お申し込みいただいた場合の料金額

※２　個人契約の料金額

※３　法人契約の料金額

ウ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)

月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	５２８円（４８０円）
	５００ＭＢ	１，０６７円（９７０円）
	１ＧＢ	１，１７７円（１，０７０円） １，０７８円（９８０円）※１
	３ＧＢ	１，２８７円（１，１７０円）
	５ＧＢ	１，４６３円（１，３３０円）
	６ＧＢ	２，０３５円（１，８５０円）
	１０ＧＢ	１，９０３円（１，７３０円）※２ ３，０６９円（２，７９０円）※３
	２０ＧＢ	２，１２３円（１，９３０円）※２ ４，６７５円（４，２５０円）※３
	３０ＧＢ	６，７８７円（６，１７０円）
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，２３２円（１，１２０円）
	６ＧＢ	１，９２５円（１，７５０円）
	３０ＧＢ	６，２９２円（５，７２０円）
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円（２００円）
マイそくコース	ライト３００Ｋｂｐｓ	６６０円（６００円）
	スタンダード １．５Ｍｂｐｓ	９９０円（９００円）
	プレミアム ３Ｍｂｐｓ	２，２００円（２，０００円）

※１　２０２１年２月１日以降に個人契約で新規お申し込みいただいた場合の料金額

※２　個人契約の料金額

※３　法人契約の料金額

エ　シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額（税抜額）
月間通信量制限コース	２００ＭＢ （お試し２００ＭＢコース）	０円（０円）
	５００ＭＢ	１，４１９円（１，２９０円）
	１ＧＢ	１，５２９円（１，３９０円）
	３ＧＢ	１，６３９円（１，４９０円）
	６ＧＢ	２，３８７円（２，１７０円）
	１０ＧＢ	３，４２１円（３，１１０円）
	２０ＧＢ	５，０２７円（４，５７０円）
	３０ＧＢ	７，１３９円（６，４９０円）
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円（２００円）

オ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
月間通信量制限コース	５００ＭＢ	１，６１７円(１，４７０円)
	１ＧＢ	１，７２７円(１，５７０円)
	３ＧＢ	１，８３７円(１，６７０円)
	６ＧＢ	２，５８５円(２，３５０円)
	１０ＧＢ	３，６１９円(３，２９０円)
	２０ＧＢ	５，２２５円(４，７５０円)
	３０ＧＢ	７，３３７円(６，６７０円)

２　Ｍ２Ｍアクセスに係るもの

２－１　適用

（１）ｍｉｎｅｏ通信サービスの種類

ア　ｍｉｎｅｏ通信サービスには、次の種類があります。

プラン	内容
Ａプラン	ＫＤＤＩ株式会社の回線を利用した通信サービス
Ｄプラン	株式会社ＮＴＴドコモの回線を利用した通信サービス
Ｓプラン	ソフトバンク株式会社の回線を利用した通信サービス

イ　Ａプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）	データ通信（ＶＰＮ－ＳＩＭ）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）のみ利用可能なもの

ウ　Ｄプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）	データ通信（ＶＰＮ－ＳＩＭ）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）	データ通信およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能付・ＶＰＮ－ＳＩＭ）	データ通信（ＶＰＮ－ＳＩＭ）およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ（固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。

エ　Ｓプランには、次の種類があります。

タイプ	内容
シングルタイプ	データ通信のみ利用可能なもの。
シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）	データ通信およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。
シングルタイプ（固定 IP アドレス付）	データ通信（当社が指定する固定ＩＰアドレス１つ）のみ利用可能なもの。
シングルタイプ	データ通信（当社が指定する固定

（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）	ＩＰアドレス１つ）およびＳＭＳ通信が利用可能なもの。

オ　ｍｉｎｅｏ通信サービスには、次のコースがあります。

コース	内容
上り高速コース	全ての時間帯に当社が定める速度（下り方向の通信が夜間専用コースより低速なもの）のデータ通信を提供するもの。
夜間専用コース	夜間（午後 10 時から翌午前 6 時までの間）に当社が定める速度のデータ通信を提供するもの。
在庫コース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与されるものの、ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用は行えないもの。

カ　上り高速コース、夜間専用コース、在庫コースには、次の種類があります。

基本データ容量	内容
５００ＭＢ	月間通信量が５１２ＭＢのもの。
１０ＧＢ	月間通信量が１０ＧＢのもの。
５０ＧＢ	月間通信量が５０ＧＢのもの。
７０ＧＢ	月間通信量が７０ＧＢのもの。
１００ＧＢ	月間通信量が１００ＧＢのもの。

（２）複数回線割引の適用

１　複数回線割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ｍｉｎｅｏ契約者が１つの eoID で２以上のｍｉｎｅｏ契約を締結している場合に、各回線に係る料金表第１表２（料金額）に規定する基本使用料から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

基本使用料の割引額（税込み）
50 円（55 円）

２　本割引の適用は、その料金月の月末日に２以上のｍｉｎｅｏ契約がある場合に翌料金月の基本使用料から割引きを行います。

３　料金表通則の規定に基づき、基本使用料を日割りした場合に、１に規定する割引額が日割額を上回る場合は、その日割された基本使用料が割引額となります。

４　本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。

５　当社は、次に該当する場合、その全ての回線割引を廃止する場合があります。

（ア）ｍｉｎｅｏ契約の解除があったとき。（当社が別に定める場合を

	除きます。） （イ）割引回線群にかかる契約者が割引回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。 （ウ）その他当社が不適切と判断したとき。 6　本割引において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

２－２　料金額

（１）　Ａプラン

ア　シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	５５０円(５００円)
	１０ＧＢ	１，５４０円(１，４００円)
	５０ＧＢ	４，１８０円(３，８００円)
	７０ＧＢ	４，９５０円(４，５００円)
	１００ＧＢ	６，３８０円(５，８００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	３８５円(３５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

イ　シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，１００円(１，０００円)
	１０ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	５０ＧＢ	４，７３０円(４，３００円)
	７０ＧＢ	５，５００円(５，０００円)
	１００ＧＢ	６，９３０円(６，３００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	９３５円(８５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

ウ　シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，１００円(１，０００円)
	１０ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	５０ＧＢ	４，７３０円(４，３００円)
	７０ＧＢ	５，５００円(５，０００円)
	１００ＧＢ	６，９３０円(６，３００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	９３５円(８５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

（２）Ｄプラン

ア　シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	５５０円(５００円)
	１０ＧＢ	１，５４０円(１，４００円)
	５０ＧＢ	４，１８０円(３，８００円)

	７０ＧＢ	４，９５０円(４，５００円)
	１００ＧＢ	６，３８０円(５，８００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	３８５円(３５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

イ　シングルタイプ（ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，１００円(１，０００円)
	１０ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	５０ＧＢ	４，７３０円(４，３００円)
	７０ＧＢ	５，５００円(５，０００円)
	１００ＧＢ	６，９３０円(６，３００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	９３５円(８５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

ウ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	６８２円(６２０円)
	１０ＧＢ	１，６７２円(１，５２０円)
	５０ＧＢ	４，３１２円(３，９２０円)
	７０ＧＢ	５，０８２円(４，６２０円)
	１００ＧＢ	６，５１２円(５，９２０円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	５１７円(４７０円)

エ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付・ＶＰＮ－ＳＩＭ）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，２３２円(１，１２０円)
	１０ＧＢ	２，２２２円(２，０２０円)
	５０ＧＢ	４，８６２円(４，４２０円)
	７０ＧＢ	５，６３２円(５，１２０円)
	１００ＧＢ	７，０６２円(６，４２０円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	１，０６７円(９７０円)

オ　シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，１００円(１，０００円)
	１０ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	５０ＧＢ	４，７３０円(４，３００円)
	７０ＧＢ	５，５００円(５，０００円)

	１００ＧＢ	６，９３０円(６，３００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	９３５円(８５０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

カ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，２３２円(１，１２０円)
	１０ＧＢ	２，２２２円(２，０２０円)
	５０ＧＢ	４，８６２円(４，４２０円)
	７０ＧＢ	５，６３２円(５，１２０円)
	１００ＧＢ	７，０６２円(６，４２０円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	１，０６７円(９７０円)

（３）Ｓプラン

ア　シングルタイプに係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	６４９円(５９０円)
	１０ＧＢ	１，５４０円(１，４００円)
	５０ＧＢ	４，１８０円(３，８００円)
	７０ＧＢ	４，９５０円(４，５００円)
	１００ＧＢ	６，３８０円(５，８００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	４８４円(４４０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

イ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	８４７円(７７０円)
	１０ＧＢ	１，７３８円(１，５８０円)
	５０ＧＢ	４，３７８円(３，９８０円)
	７０ＧＢ	５，１４８円(４，６８０円)
	１００ＧＢ	６，５７８円(５，９８０円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	６８２円(６２０円)

ウ　シングルタイプ（固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，１９９円(１，０９０円)
	１０ＧＢ	２，０９０円(１，９００円)
	５０ＧＢ	４，７３０円(４，３００円)
	７０ＧＢ	５，５００円(５，０００円)

	１００ＧＢ	６，９３０円(６，３００円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	１，０３４円(９４０円)
在庫コース	５００ＭＢ	２２０円(２００円)

エ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能・固定 IP アドレス付）に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税込額(税抜額)
上り高速コース	５００ＭＢ	１，３９７円(１，２７０円)
	１０ＧＢ	２，２８８円(２，０８０円)
	５０ＧＢ	４，９２８円(４，４８０円)
	７０ＧＢ	５，６９８円(５，１８０円)
	１００ＧＢ	７，１２８円(６，４８０円)
夜間専用コース	５００ＭＢ	１，２３２円(１，１２０円)

第２　付加機能利用料

１　２以外のもの

１－１　適用

（１）削除	削除
（２）海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用	ア　当社は、海外ローミング機能について、１－２（料金額）に規定する国または地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備または機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）および別表１（付加機能）11 欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。
（３）通話定額に係る付加機能利用料の適用	通話定額については、次の場合が生じたときは、第 39 条（基本使用料および付加機能利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。 区分：料金の支払い （ア）通話定額の提供があったとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。）：当該月分のその料金の支払いを要します。 （イ）通話定額の利用の廃止があったとき。：当該月分のその料金の支払いを要します。

１－２　料金額

１－２－１　Ａプランにかかるもの

（１）　（２）以外のもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）

1　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
2　ウイルスチェック機能	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
3　留守番伝言機能 （お留守番サービスＥＸ）	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
4　三者通話機能 （三者通話サービス）	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
5　迷惑電話拒否機能 （迷惑電話撃退サービス）	１契約ごとに月額	１１０円（１００円）
6　通話定額 30	１契約ごとに月額	９２４円（８４０円）
7　通話定額 60	１契約ごとに月額	１，８４８円（１，６８０円）
8　安心バックアップ	１契約ごとに月額	５５０円（５００円）
9　安心フィルタリング	１契約ごとに月額	３８５円（３５０円）
10　端末認証サービス	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
11　IP フィルタリングサービス※	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）

※　ＶＰＮ－ＳＩＭご利用時のみお申し込みいただけます。

（２）　海外ローミング機能

料金額
ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

１－２－２　Ｄプランに係るもの

（１）　（２）以外のもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
1　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
2　ウイルスチェック機能	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
3　留守番伝言機能 （留守番電話サービス）	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
4　割込通話機能 （割込通話サービス）	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
5　通話定額 30	１契約ごとに月額	９２４円（８４０円）
6　通話定額 60	１契約ごとに月額	１，８４８円（１，６８０円）
7　安心バックアップ	１契約ごとに月額	５５０円（５００円）
8　安心フィルタリング	１契約ごとに月額	３８５円（３５０円）
9　端末認証サービス	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
10　IP フィルタリングサービス※	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）

※　ＶＰＮ－ＳＩＭご利用時のみお申し込みいただけます。

（２）　海外ローミング機能

料金額

ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ（5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

１－２－３　Ｓプランに係るもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
1　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
2　ウイルスチェック機能	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
3　グループ通話	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
4　ナンバーブロック	１契約ごとに月額	１１０円（１００円）
5　割込通話機能 （割込通話）	１契約ごとに月額	２２０円（２００円）
6　通話定額 30	１契約ごとに月額	９２４円（８４０円）
7　通話定額 60	１契約ごとに月額	１，８４８円（１，６８０円）
8　安心バックアップ	１契約ごとに月額	５５０円（５００円）
9　安心フィルタリング	１契約ごとに月額	３８５円（３５０円）
10　端末認証サービス	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）

２　Ｍ２Ｍアクセスのもの

２－１　適用

（１）海外ローミング機能に係る付加機能利用料の適用	ア　当社は、海外ローミング機能について、２（料金額）に規定する国または地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備または機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）および別表１（付加機能）11 欄に規定する利用形態に応じて、付加機能利用料を適用します。

２－２　料金額

２－２－１　Ａプランにかかるもの

（１）（２）以外のもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
1　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
2　端末認証サービス	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
3　２４時間データ使い放題※	２４時間ごとに	２０２３年３月２３日より １９８円（１８０円） ２０２３年３月２２日まで ３３０円（３００円）

※　月間通信量制限コースではお申し込みいただけません。

（２）海外ローミング機能

海外ＳＭＳ利用に係るもの

料金額
ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

２－２－２　Ｄプランに係るもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
１　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
２　端末認証サービス	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
３　２４時間データ使い放題※	２４時間ごとに	２０２３年３月２３日より １９８円（１８０円） ２０２３年３月２２日まで ３３０円（３００円）

※　月間通信量制限コースではお申し込みいただけません。

２－２－３　Ｓプランに係るもの

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
１　通信量追加機能	100MB ごとに	５５円（５０円）
２　端末認証サービス	１契約ごとに月額	３３０円（３００円）
３　２４時間データ使い放題※	２４時間ごとに	２０２３年３月２３日より １９８円（１８０円） ２０２３年３月２２日まで ３３０円（３００円）

※　月間通信量制限コースではお申し込みいただけません。

第３　通話料

１　適用

通話料の適用については、第 40 条（通話料の支払義務）および第 64 条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）によるほか、次のとおりとします。

（１）国際通話に係る通信料の適用	国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、２－２に規定する料金額を適用します。
（２）ＳＭＳ機能を利用した通信に係る通話料の適用	ＳＭＳ送信に関する料金については、ＳＭＳ送信を通話とみなして２－１－３に規定する料金額を適用します。
（３）削除	削除
（４）通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア　電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ　当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話
（５）平日昼間及びその他の料	ア　平日昼間及びその他とは、次の時間帯をいいます。

金額の適用	区分	時間帯
	平日昼間	平日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日ならびに1月2日及び1月3日をいいます。）以外の日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間
	その他	平日昼間を除く全時間帯
	イ　当社が定める国際通話料は、本邦の暦及び時刻によります。	

２　料金額

２－１　通常通話に係るもの

２－１－１　２－１－２から２－１－３以外のもの

（１）　Ａプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額

イ　ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 177.1 円（税抜 161 円）

（２）　Ｄプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ（5G)約款において定められた額と同額

イ　ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 177.1 円（税抜 161 円）

（３）　Ｓプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	料金額
通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額

イ　ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 177.1 円（税抜 161 円）

２－１－２　電話番号案内接続に係るもの

（１）Ａプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額	

（２）Ｄプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ(5G)約款において定められた額と同額	

（３）Ｓプランに係るもの

区分	単位	料金額
電話番号案内料および通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額	

２－１－３　ＳＭＳ機能に係るもの

（１）　Ａプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額 税込額（税抜額）
通話料	１送信ごとに	１～７０文字 （半角英数字のみの場合１～１６０文字）	３．３円（３円）
		７１～１３４文字 （半角英数字のみの場合１６１～３０６文字）	６．６円（６円）
		１３５～２０１文字 （半角英数字のみの場合３０７～４５９文字）	９．９円（９円）
		２０２～２６８文字 （半角英数字のみの場合４６０～６１２文字）	１３．２円（１２円）

		２６９～３３５文字 （半角英数字のみの場合６１３～７６５文字）	１６．５円（１５円）
		３３６～４０２文字 （半角英数字のみの場合７６６～９１８文字）	１９．８円（１８円）
		４０３～４６９文字 （半角英数字のみの場合９１９～１０７１文字）	２３．１円（２１円）
		４７０～５３６文字 （半角英数字のみの場合１０７２～１２２４文字）	２６．４円（２４円）
		５３７～６０３文字 （半角英数字のみの場合１２２５～１３７７文字）	２９．７円（２７円）
		６０４～６７０文字 （半角英数字のみの場合１３７８～１５３０文字）	３３円（３０円）

イ　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（２）　Ｄプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額 税込額（税抜額）
通話料	１送信ごとに	１～７０文字 （半角英数字のみの場合１～１６０文字）	３．３円（３円）
		７１～１３４文字 （半角英数字のみの場合１６１～３０６文字）	６．６円（６円）
		１３５～２０１文字 （半角英数字のみの場合３０７～４５９文字）	９．９円（９円）
		２０２～２６８文字 （半角英数字のみの場合４６０～６１２文字）	１３．２円（１２円）
		２６９～３３５文字 （半角英数字のみの場合６１３～７６５文字）	１６．５円（１５円）
		３３６～４０２文字 （半角英数字のみの場合７６６～９１８文字）	１９．８円（１８円）
		４０３～４６９文字 （半角英数字のみの場合９１９～１０７１文字）	２３．１円（２１円）
		４７０～５３６文字 （半角英数字のみの場合１０７２～１２２４文字）	２６．４円（２４円）
		５３７～６０３文字 （半角英数字のみの場合１２２５～１３７７文字）	２９．７円（２７円）
		６０４～６７０文字 （半角英数字のみの場合１３７８～１５３０文字）	３３円（３０円）

イ　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款およびドコモ（5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（３）　Ｓプランに係るもの

ア　イ以外のもの

区分	単位	料金種別	料金額 税込額（税抜額）
通話料	１送信ごとに	１～７０文字 （半角英数字のみの場合１～１６０文字）	３．３円（３円）
		７１～１３４文字 （半角英数字のみの場合１６１～３０６文字）	６．６円（６円）
		１３５～２０１文字 （半角英数字のみの場合３０７～４５９文字）	９．９円（９円）
		２０２～２６８文字 （半角英数字のみの場合４６０～６１２文字）	１３．２円（１２円）
		２６９～３３５文字 （半角英数字のみの場合６１３～７６５文字）	１６．５円（１５円）
		３３６～４０２文字 （半角英数字のみの場合７６６～９１８文字）	１９．８円（１８円）
		４０３～４６９文字 （半角英数字のみの場合９１９～１０７１文字）	２３．１円（２１円）
		４７０～５３６文字 （半角英数字のみの場合１０７２～１２２４文字）	２６．４円（２４円）
		５３７～６０３文字 （半角英数字のみの場合１２２５～１３７７文字）	２９．７円（２７円）
		６０４～６７０文字 （半角英数字のみの場合１３７８～１５３０文字）	３３円（３０円）

イ　国際ＳＭＳ送信に係るもの

区分	料金額
通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

２－２　国際通話に係るもの

（１）Ａプランに係るもの

区分	料金額
通話料	ＬＴＥ約款、ＷＩＮ約款およびａｕ(5G)約款において定められた額

	と同額（消費税は課税されません）

（２）Ｄプランに係るもの

区分	料金額
通話料	ＦＯＭＡ約款、Ｘｉ約款、ドコモ（5G)約款および国際電話サービス契約約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

（３）Ｓプランに係るもの

区分	料金額
通話料	3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款およびソフトバンク(5G)約款において定められた額と同額（消費税は課税されません）

２－３　削除

第４　手続きに関する料金

１　２以外のもの

１－１　適用

（1）手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	契約事務手数料	ｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、２（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。ただし、そのｍｉｎｅｏ契約の申し込みが、当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。
	変更事務手数料／ＳＩＭカード再発行事務手数料	ｍｉｎｅｏ契約者より、ｍｉｎｅｏ契約の変更手続きの申し込み、またはＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、２（料金額）に規定する変更事務手数料またはＳＩＭカード再発行事務手数料の支払いを要します。ただし、その変更手続きが、当社が別に定める態様に該当するときは、変更事務手数料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。
	ＳＩＭカード発行料	ｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはｍｉｎｅｏ契約者より、ｍｉｎｅｏ契約の変更手続きの申し込み、またはＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承

		諾を受けたときは、2（料金額）に規定するＳＩＭカード発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、ＳＩＭカード発行料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。
	ｅＳＩＭプロファイル発行料	ｅＳＩＭに係るｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはｍｉｎｅｏ契約者より、ｅＳＩＭに係るｍｉｎｅｏ契約の変更手続きの申し込み、またはｅＳＩＭプロファイル設定済み端末の紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなｅＳＩＭプロファイル発行を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定するｅＳＩＭプロファイル発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、ｅＳＩＭプロファイル発行料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。
	料金明細類発行手数料	ｍｉｎｅｏ契約者からの請求により、そのｍｉｎｅｏ通信サービスに関する料金の口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を当社が行ったときは、ｍｉｎｅｏ契約者は料金明細類発行手数料の支払いを要します。また、ｍｉｎｅｏ契約者からの請求または料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあることにより、当社がそのｍｉｎｅｏ通信サービスに関する料金の請求書等の発行を行ったときは、ｍｉｎｅｏ契約者は請求書等発行手数料の支払いを要します。なお、2021 年 4 月発行分より、請求書でのお支払いに伴う振込手数料はお客さまにてご負担いただきます。
	契約譲渡手数料	契約譲渡において、譲渡人と譲受人が三親等以内でない場合、譲受人は2（料金額）に規定する契約譲渡手数料の支払いを要します。ただし、三親等以内の譲渡、承継、改名については契約譲渡手数料の支払いを要しません。
（2）削除		

１－２　料金額

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
契約事務手数料	１契約ごとに	３，３００円（３，０００円）／５５０円（５００円）※お試し２００ＭＢコース申込時のみ。
変更事務手数料（ｍｉｎｅｏ契約の変更手続にかかるもの）	１契約ごとに	３，３００円（３，０００円）※１※２

ＳＩＭカード再発行事務手数料（新たなＳＩＭカードの貸与にかかるもの）	１枚ごとに	２，２００円（２，０００円）※１※３
ＳＩＭカード発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）※１
ＳＩＭカード発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）※１
ＳＩＭカード発行料（Ｓプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）※１
ｅＳＩＭプロファイル発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）
ｅＳＩＭプロファイル発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）
料金明細類発行手数料	１送付ごとに	１１０円（１００円）
請求書等発行手数料	１送付ごとに	３３０円（３００円）
契約譲渡手数料	１申込ごとに	３，３００円（３，０００円）

（注）料金明細類の発行については月額料金などの請求がない場合は、料金明細類は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。

※１　ＡプランｎａｎｏＳＩＭカード、またはｍｉｃｒｏＳＩＭカードをご利用のお客さまは、２０２１年６月１日から無料となります。２０２１年５月３１日までに上記お手続きをされる場合、事務手数料ならびにSIMカード発行料がかかります。

※２　２０２２年３月１日より、個人契約におけるシングルタイプからデュアルタイプへの変更に伴う変更事務手数料は無料となります。

※３　ｅＳＩＭへの変更に伴う再発行、ｅＳＩＭをご利用のお客さまのｅＳＩＭプロファイル再発行に伴う変更事務手数料は無料となります。

２　Ｍ２Ｍアクセスに係るもの

２－１　適用

<table>
<tr><td>（1）手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>ｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
ただし、そのｍｉｎｅｏ契約の申し込みが、当社が別に定める態様に該当するときは、契約事務手数料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。</td></tr>
<tr><td>変更事務手数料</td><td>ｍｉｎｅｏ契約者より、ＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、変更事務手数料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。</td></tr>
<tr><td>ＳＩＭカード発行料</td><td>ｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはｍｉｎｅｏ契約者より、ＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定するＳＩＭカード発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、ＳＩＭカード発行料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。</td></tr>
<tr><td>ｅＳＩＭプロファイル発行料</td><td>ｅＳＩＭに係るｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはｍｉｎｅｏ契約者より、ｅＳＩＭに係るｍｉｎｅｏ契約の変更手続きの申し込み、またはｅＳＩＭプロファイル設定済み端末の紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなｅＳＩＭプロファイル発行を請求し、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定するｅＳＩＭプロファイル発行料の支払いを要します。ただし、その請求が、当社が別に定める態様に該当するときは、ｅＳＩＭプロファイル発行料の支払いを免除または減額をして適用することがあります。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２－２　料金額

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
契約事務手数料	１契約ごとに	３，３００円（３，０００円）
変更事務手数料（ｍｉｎｅｏ契約の変更手続にかかるもの）	１契約ごとに	３，３００円（３，０００円）※１※２

ＳＩＭカード再発行事務手数料（新たなＳＩＭカードの貸与にかかるもの）	１枚ごとに	２，２００円（２，０００円）※１
ＳＩＭカード発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）※１
ＳＩＭカード発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）※１
ＳＩＭカード発行料（Ｓプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）※１
ｅＳＩＭプロファイル発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）
ｅＳＩＭプロファイル発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	４４０円（４００円）

※１ＡプランｎａｎｏＳＩＭカード、またはｍｉｃｒｏＳＩＭカードをご利用のお客さまは、２０２１年６月１日から無料となります。２０２１年５月３１日までに上記お手続きをされる場合、事務手数料ならびにSIMカード発行料がかかります。

※２ｅＳＩＭへの変更に伴う再発行、ｅＳＩＭをご利用のお客さまのｅＳＩＭプロファイル再発行に伴う変更事務手数料は無料となります。

第５　ユニバーサルサービス料

１　適用

ｍｉｎｅｏ通信サービスに関するユニバー サルサービス料の適用	ｍｉｎｅｏ契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、２（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があった場合、または契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号（020番号）の場合はこの限りではありません。

２　料金額

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
ユニバーサルサービス料	１契約者識別番号ごとに月額	（２０２２年１月ご利用分から） ２．２円（２円）

第６　電話リレーサービス料

１　適用

ｍｉｎｅｏ通信サービスに関する電話リレーサービス料の適用	ｍｉｎｅｏ契約者は、その料金月の末日において、当社が契約者回線を提供している場合、２（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があった場合、または契約者識別番号がＭ２Ｍ等専用番号（020番号）の場合はこの限りではありません。

２　料金額

区分	単位	料金額 税込額（税抜額）
電話リレーサービス料	１契約者識別番号ごとに月額	（２０２４年４月ご利用分から２０２５年３月ご利用分まで） １．１円（１円）

第７　携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金

１　適用

契約の解除に伴う携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料等の適用	ｍｉｎｅｏ契約者は、そのｍｉｎｅｏ契約の解除に伴い、携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出を行う場合、２（料金額）に定める携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料およびMNP転出時契約解除料の支払いを要します。	
	備考	・お試し２００ＭＢコースを利用中に携帯電話番号ポータビリティを行う場合、MNP転出時契約解除料の支払いを要しません。 ・２０１９年１０月１日以降に申し込まれたｍｉｎｅｏ契約である場合、MNP転出時契約解除料の支払いを要しません。 ・２０２１年４月１日以降に携帯電話番号ポータビリティを行う場合、携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要しません。

２　料金額

（２０１８年１０月１日～２０１９年９月３０日に解除時）

区分	単位	契約解除時期	料金額 税込額（税抜額）
携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料	１請求ごとに	解除時期にかかわらず、いつでも	２，１６０円（２，０００円）
MNP 転出時契約解除料	１請求ごとに	ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して１２カ月を経過するまでの間	１０，２６０円（９，５００円）

（２０１９年１０月１日～２０２１年３月３１日に解除時）

区分	単位	契約解除時期	料金額 税込額（税抜額）
携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料	１請求ごとに	解除時期にかかわらず、いつでも	３，３００円（３，０００円）
MNP 転出時契約解除料	１請求ごとに	ｍｉｎｅｏ通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して１２カ月を経過するまでの間	１０，４５０円（９，５００円）

第２表　工事費

区分	費用
工事費	別に算定する実費とします。

別表１　付加機能

種類	提供条件	
（１）通信量追加機能	ｍｉｎｅｏ契約者がその契約者回線を利用して、当社が別に定める通信の帯域の制限を受けずに利用可能な通信量を追加する機能をいいます。	
	備考	１　月間通信量制限コースの契約者回線に限り提供します。 ２　当社が別に定める通信の帯域の制限が第 35 条(通信の利用を制限する措置)第３項に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。 ３　２の場合、通信量の残量は減算されます。 ４　当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。 ５　本機能により追加した通信料の使用期限は、本機能の提供を開始した料金月の翌料金月の末日までとします。 ６　本機能により追加した通信量の消費順位は、より使用期限の長い他の通信量に優先します。 ７　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（２）通信量シェア機能	当該料金月の通信量のうち前料金月に付与された通信量を、代表契約者の指定する他のｍｉｎｅｏ契約者と共有して使用する機能をいいます。ただし、法人契約においては他の企業管理ＩＤのｍｉｎｅｏ契約と共有することができません。	
	備考	１　代表契約者とは、ｍｉｎｅｏ契約者であって、本機能の利用申込時に指定する代表者のことをいいます。 ２　本機能を利用するには、共有する他のｍｉｎｅｏ契約者の承諾が必要となります。 ３　削除 ４　共有できるｍｉｎｅｏ契約者（代表契約者を含みます。）の数は、10 までとします。 ５　本機能の利用開始の日は、代表契約者が指定する他のｍｉｎｅｏ契約者の承諾を受けた翌料金月の起算日からとなります。 ６　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（３）電子メール機能	ｍｉｎｅｏ通信サービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。ただし、mineo メールアドレスの発行を希望しない法人契約者回線、Ｍ２Ｍアクセスにかかる契約者回線は除きます。	
	備考	１　当社は、１の契約者回線につき１のメールアドレスを割当てるものとし、１のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。 ２　ｍｉｎｅｏ契約者は、利用するメールアドレスの数および１のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。 ３　メール情報蓄積容量の変更により、１のメールアドレスごとに利用できるメール情報蓄積容量は5GBとなります。 ４　当社は、ｍｉｎｅｏ契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをｍｉｎｅｏ契約者に通知します。 ５　電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるとこ

		ろによります。 6　ｍｉｎｅｏ契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申し立てがあり、そのｍｉｎｅｏ契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてｍｉｎｅｏ通信サービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、そのｍｉｎｅｏ契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。 7　当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（６の規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。 8　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（４）ウイルスチェック機能	ｍｉｎｅｏ通信サービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューターウイルス（通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	
	備考	1　当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 2　本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果すことを保証するものではありません。 3　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 4　当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、３の規定は適用しません。 5　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（５）留守番伝言機能（お留守番サービスＥＸ／留守番電話サービス）	以下の機能をいいます。 ア　その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積または再生およびその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能。 イ　本機能を提供するために当社（特定携帯電話事業者を含みます。）　が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能（以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。）	
	備考	1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。

		3　本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。 4　蓄積または登録したメッセージもしくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 5　当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージもしくは音声ファイルの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 6　蓄積または登録できるメッセージもしくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（6）ボイスメール機能（ボイスメール）	契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積および再生を行う機能をいいます。	
	備考	1　Aプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）であって、留守番伝言機能の提供を受けているものに限り提供します。 2　蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 3　当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 4　蓄積できるメッセージの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（7）SMS機能（SMS）	ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者識別番号を使用して、文字メッセージの受信または送信（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。）を行うことができる機能をいいます。	
	備考	1　本機能を利用して行う文字メッセージの受信または送信（当社が別に定める電気通信設備との間の受信または送信に限ります。）については、データ通信により行います。ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。 2　データ通信により行ったSMS送信については、データ通信料の支払いを要しません。 3　その日において本機能を利用して行った文字メッセージの送信の回数が、200 回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線から本機能を利用した文字メッセージの送信を行うことはできません。 4　3に定める回数を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、ｍｉｎｅｏ契約者は、その料金の支払いを要します。 5　相互接続点（特定携帯電話事業者と携帯電話事業者以外の電気通信事業者との相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間で受信または送信されるSMSまたは国際SMS（外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。）については、

		その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。 6　本機能を利用して受信または送信されるＳＭＳについては、そのＳＭＳ長またはその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信または送信されることがあります。 7　６に定める場合において、そのＳＭＳの受信または送信は、１の受信または送信として取り扱います。ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したＳＭＳの受信または送信は、分割後の文字メッセージ数の受信または送信として取り扱います。 8　相互接続点へのＳＭＳ送信については、その携帯電話事業者以外の電気通信事業者が定めるところにより行えない場合があります。 9　国際ＳＭＳ送信（国際ＳＭＳの送信をいいます。以下同じとします。）の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 10　ｍｉｎｅｏ契約者は、当社が別に定める方法により、次のＳＭＳの受信を行わないようにすることができます。 ア　相互接続点からのＳＭＳ イ　国際ＳＭＳ 11　ｍｉｎｅｏ契約者は、その契約者回線の契約者識別番号を通知しない場合、本機能を利用してＳＭＳを送信することはできません。 12　蓄積したＳＭＳは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 13　当社は、本機能を利用した場合に生じたＳＭＳ等の破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 14　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（８）①三者通話機能（三者通話サービス）/②グループ通話）	①通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。②通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に最大六者間で通話ができるようにする機能をいいます。	
	備考	【①について】 1　Ａプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　割込通話機能（第１種デュアルタイプに係るものに限ります。）を利用しているときは、本機能を利用することができません。 3　本機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。 4　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 【②について】

		1　Ｓプランのデュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　ナビダイヤルなど一部のサービスではご利用いただけない場合があります。 3　通話料は発信者の負担となります。 4　一部の国と地域ではご利用いただけない場合があります。 5　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
（９）割込通話機能（割込通話サービス/割込通話）	通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。	
	備考	1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、Ａプランにあっては、第２種デュアルタイプの契約者回線を除きます。）に限り提供します。 2　Ａプランの三者通話機能を利用しているときは、本機能を利用することができません。 3　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
(10) 迷惑電話拒否機能（迷惑電話撃退サービス/迷惑電話ストップサービス/ナンバーブロック）	その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限ります。）について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。	
	備考	1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 2　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。 3　本機能により応答する通話に関する料金については、第40条（通話料およびデータ通信料の支払義務）および第50条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 4　当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。 5　当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 6　ｍｉｎｅｏ契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。 7　６に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号を消去して登録します。 8　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

<table>
<tr>
<td>（11）海外ローミング機能</td>
<td>ア　外国事業者（当社が別に定める者に限ります。）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備においてｍｉｎｅｏ契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。
イ　本機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。
<table>
<tr><th>利用形態</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>国内通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td></tr>
<tr><td>国際通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td></tr>
<tr><td>着信通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td></tr>
<tr><td>海外ＳＭＳ利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりＳＭＳ機能を利用したもの</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>備考
1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
2　１の規定によるほか、本機能は、その契約者回線が、LTE約款、Xi約款、4G通信サービス約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この11欄において「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り提供します。
3　当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。
4　着信自動通話に関する料金については、本機能を利用している契約者回線のｍｉｎｅｏ契約者が、支払っていただきます。
5　当社は、移動無線装置へのＳＭＳ送信または番号変換文字メッセージ機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、３の規定に準じて取り扱います。この場合、ｍｉｎｅｏ契約者は、３に準じて転送されたＳＭＳ送信または文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。
6　本機能を利用している契約者回線への通話（着信自動通話を伴うものに限ります。）については、その契約者回線に係るコース種別に応じて当社が別に定める地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。
7　当社は、本機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間または海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数または情報量は、次のとおり取り扱います。
a　国内通話利用または国際通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。
b　着信通話利用に係る利用時間は、当社（特定携帯電話事</td>
</tr>
</table>

		業者を含みます。）の機器により測定します。 c　海外ＳＭＳ利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。 8　ｍｉｎｅｏ契約者は、着信自動通話の利用に係る申込みその他の手続きについては、所定の書面を当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。 9　それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、本機能を利用して提供を受けられる利用形態（その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。）その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置またはその外国事業者が定めるところによります。 10　本機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求または通信料明細内訳書の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。 11　当社は、本機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 12　当社は、特定携帯電話事業者の締結する国際ローミング協定その他外国の法令等により、本機能の利用を制限することがあります。 13　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
(12)　端末安心サポート	ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の当社端末機器に補償対象事故が生じた際に、ｍｉｎｅｏ契約者のお申し出に基づき、ｍｉｎｅｏ契約者に対して補償を行うサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社端末安心サポート利用規約に定めるところによります。
(13)　削除	削除	
(14)　削除	削除	
(15)　ｍｉｎｅｏスイッチ	当社が提供する月間通信量を減算させずに通信を行う機能をいいます。	
	備考	1　削除 2　当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されます。 3　削除
(16)　通信量ギフト機能	当該料金月および前料金月に付与された通信量を、他のｍｉｎｅｏ契約者等に付与および他のｍｉｎｅｏ契約者等から授受する機能をいいます。ただし、法人契約においては他のｍｉｎｅｏ契約者に付与することができません。	
	備考	1　月間通信量制限コースの契約者回線に限り提供します。 2　当社が別に定める通信の帯域の制限が第 35 条(通信の利用を制限する措置)第３項に規定する制限の場合は、通信の帯域の制限を受けます。 3　２の場合、通信量の残量は減算されます。 4　当社が別に定める通信の場合、通信量の残量は減算されません。 5　本機能により付与された通信量の使用期限は、付与され

<table>
<tr><td></td><td></td><td>た料金月の翌料金月の末日までとします。
6　本機能により付与された通信量の消費順位は、より使用期限の長い他の通信量に優先します。
7　当社が別に定める条件を満たす場合は本機能の提供を行わない場合があります。
8　本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（17）　通話定額</td><td colspan="2">次表に定める通話定額種別を選択しているｍｉｎｅｏ契約者は、その契約者回線からの通話（ＳＭＳ送信、その通話の料金を着信者に課金する取り扱いを受けた通話、別記 24 に規定する接続形態１、２または３の（１）以外の通話、国際通話を除きます。以下同じとします。）に関する料金の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。
<table><tr><td rowspan="2">通話定額種別</td><td>支払いを要しない額</td></tr><tr><td>税込額（税抜額）</td></tr><tr><td>通話定額 30</td><td>0 円から 1,320 円までの部分
（0 円から 1,200 円までの部分）</td></tr><tr><td>通話定額 60</td><td>0 円から 2,640 円までの部分
（0 円から 2,400 円までの部分）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。
2　通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
3　当社が別に定める条件を満たす場合は本サービスの提供を行わない場合があります。
4　個人の契約者回線に限り提供します。
5　本サービスにおいて、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
6　現在、新規の受付を停止しております。</td></tr>
<tr><td>（18）　スマホ操作アシスト</td><td colspan="2">当社がｍｉｎｅｏ契約者からの請求に基づき、当社が別に定める移動無線装置の設定･操作方法の説明を行うサービスをいいます。</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1　本サービスにおける提供条件については、当社スマホ操作アシスト利用規約に定めるところによります。
2　個人の契約者回線に限り提供します。</td></tr>
<tr><td>（19）安心バックアップ</td><td colspan="2">ｍｉｎｅｏ契約者が指定するデータファイルのコピーを当社が指定するサーバに保存するサービスをいいます。</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1　本サービスにおける提供条件については、当社安心バックアップ利用規約に定めるところによります。
2　個人の契約者回線に限り提供します。</td></tr>
<tr><td>（20）安心フィルタリング</td><td colspan="2">ｍｉｎｅｏ契約者の請求に基づき、青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいいます。</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>1　本サービスにおける提供条件については、当社安心フィルタリング利用規約に定めるところによります。
2　個人の契約者回線に限り提供します。</td></tr>
<tr><td>（21）端末安心保証サービス</td><td colspan="2">ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の当社端末機器に保証対象事故が生じた際に、ｍｉｎｅｏ契約者のお申し出に基づき、ｍｉｎｅｏ契約者に対して端末交換保証を行うサービスをいいます。</td></tr>
</table>

	備考	１　本サービスにおける提供条件については、当社端末安心保証サービス利用規約に定めるところによります。
（22）削除	削除	
（23）持込み端末安心保証サービス	ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の対象端末機器に保証対象事故が生じた際に、ｍｉｎｅｏ契約者のお申し出に基づき、ｍｉｎｅｏ契約者に対して修理もしくは交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	１　本サービスにおける提供条件については、当社持込み端末安心保証サービス利用規約に定めるところによります。
（24）ｍｉｎｅｏでんわサービス	ｍｉｎｅｏ契約者が通話先電話番号の前に特定番号を付加して発信した場合には、ｍｉｎｅｏでんわサービス利用規約に定める通話料金が適用となるサービスです。	
	備考	１　デュアルタイプの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 ２　本サービスにおける提供条件については、当社ｍｉｎｅｏでんわサービス利用規約に定めるところによります。
（25）ジュニアパック	ｍｉｎｅｏ契約者の請求に基づき、アプリケーションや青少年の育成のために不適切と判断される情報等のフィルタリングなどを提供するサービスをいいます。	
	備考	１　本サービスにおける提供条件については、当社ジュニアパック利用規約に定めるところによります。 ２　個人の契約者回線に限り提供します。
（26）シニアパック	ｍｉｎｅｏ契約者の請求に基づき、アプリケーションなどを提供するサービスをいいます。	
	備考	１　本サービスにおける提供条件については、当社シニアパック利用規約に定めるところによります。 ２　個人の契約者回線に限り提供します。
（27）スマート留守電	ｍｉｎｅｏ契約者の請求に基づき、留守番電話機能などを提供するサービスをいいます。	
	備考	１　本サービスにおける提供条件については、当社スマート留守電利用規約に定めるところによります。 ２　個人の契約者回線に限り提供します。
（28）ウイルスバスターモバイル月額版（回線オプション）	トレンドマイクロ株式会社が提供するウイルスバスターモバイル月額版をｍｉｎｅｏオプションとして提供するサービスをいいます。	
	備考	１　本サービスにおける提供条件については、当社ウイルスバスターモバイル（回線オプション）利用規約に定めるところによります。 ２　個人の契約者回線に限り提供します。
（29）端末認証サービス	mineo 契約者が指定する端末機器のみの通信を可能とするサービスをいいます。	
	備考	１　本機能は、ｍｉｎｅｏ契約者が指定する端末の IMEI 情報を利用し提供します。そのため、当社にて IMEI 情報による認証が対応可能な端末に限り本機能を提供します。 ２　当社は、１の契約者回線につきｍｉｎｅｏ契約者が指定する１の端末に限り提供します。

		3　本機能は、端末認証として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 4　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 5　当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は４の規定は適用しません。 6　法人の契約者回線に限り提供します。 7　本機能において、その他提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(30) mineo 端末安心保証	ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の当社端末機器に保証対象事故が生じた際に、ｍｉｎｅｏ契約者のお申し出に基づき、ｍｉｎｅｏ契約者に対して端末交換保証を行うサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社ｍｉｎｅｏ端末安心保証利用規約に定めるところによります。
(31) パケット放題	当社が提供するｍｉｎｅｏスイッチ利用時の通信速度を最大 500kbps とするサービスをいいます。	
	備考	1　ｍｉｎｅｏスイッチを利用しない場合、通信量の残量は減算されます。 2　本機能において、その他提供条件については、当社パケット放題利用規約に定めるところによります。
(32) パケット放題 Plus	当社が提供するｍｉｎｅｏスイッチ利用時の通信速度を最大 1.5Mbps とするサービスをいいます。	
	備考	1　ｍｉｎｅｏスイッチを利用しない場合、通信量の残量は減算されます。 2　本機能において、その他提供条件については、当社パケット放題利用規約に定めるところによります。
(33) ゆずるね。	ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の方法によりサービスの利用申告を行い、当社の定める条件を一定回数達成した場合に、達成回数に応じて特典を得るサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社ゆずるね。利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(34) 5G 通信オプション	特定携帯電話事業者が提供するａｕ(5G)通信サービス、ドコモ 5G 通信サービス、ソフトバンク 5G 通信サービスをｍｉｎｅｏオプションとして提供するサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社 5G 通信オプション利用規約に定めるところによります。
(35) 10 分かけ放題	ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の通話種別による 10 分以内の通話料金を無料とするサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社かけ放題サービス利用規約に定めるところによります。
(36) 時間無制限かけ放題	ｍｉｎｅｏ契約者が当社指定の通話種別による通話料金を無料とするサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社かけ放題サービス利用規約に定めるところによります。
(37) 24 時間データ使い放題	ｍｉｎｅｏ契約者がマイそくコースにおける当社指定の通信制限を一定期間解除するサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社 24 時間データ使い放題利用規約に定めるところによります。

		2　個人のマイそくコース契約者回線に限り提供します。
(38) パスケット	データ通信容量を利用者専用のパスケットに貯めることができるサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社パスケット利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(39) IP フィルタリングサービス	mineo 契約者が指定する IP アドレスまたはネットワークアドレスへの通信を許可するサービスをいいます。	
	備考	1　本機能は、ｍｉｎｅｏ契約者が指定する接続先の IP アドレスまたはネットワークアドレス情報を利用し提供します。mineo 契約者は、本機能の利用にあたり指定された IP アドレスまたはネットワークアドレス情報を当社が利用することを承諾するものとします。 2　当社は、ＶＰＮ－ＳＩＭに係る契約のものに限り提供します。 3　本機能は、接続先アドレスへの接続を保証するものではありません。 4　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 5　当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は４の規定は適用しません。 6　法人の契約者回線に限り提供します。 7　本機能において、その他提供条件については、当社が別に定めるところによります。
(40) 10 分通話パック	当社指定の通話種別による通話料金を 10 分通話分（440 円相当）割引とするサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社１０分通話パック利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(41) 夜間フリー	夜間時間帯（22 時 30 分から 7 時 30 分まで）はパケットを消費せずに通信が可能となるサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社夜間フリー利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。
(42) 広告フリー	当社が広告と認める通信先へのデータ通信によるパケット消費を抑えるサービスをいいます。	
	備考	1　本サービスにおける提供条件については、当社広告フリー利用規約に定めるところによります。 2　個人の契約者回線に限り提供します。

別表２　削除

別表３　削除

別記

1　サービス区域

ｍｉｎｅｏ通信サービスの区域は、特定携帯電話事業者が定める区域において、行うことができるものとします。

2　付随サービスの提供

（1）時報サービス

ア　当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	１１７

イ　時報サービスは、１の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、６分経過後 12 分までの間において、その通話を打ち切ります。

（2）情報提供サービス

ア　当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
情報提供サービス	ｍｉｎｅｏ通信サービス（デュアルタイプに限ります。)を利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

イ　情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

ウ　当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。

エ　情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。

オ　情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

カ　情報提供サービスは、１の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。

キ　契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記 13（通話時間等の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第１表第３（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ク　当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

（3）短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号をいいます。)により接続します。

（4）携帯電話番号ポータビリティ

ア　第 12 条（契約者識別番号）第１項により当社が定める契約者識別番号について、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望する者は、ｍｉｎｅｏ契約（デュアルタイプに限ります。以下この（４）において同じとします。)の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定

める基準に適合する者を含みます。)に限ります。

イ　当社は、第 12 条（契約者識別番号）第２項に規定する場合のほか、アの規定に基づきｍｉｎｅｏ契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。

ウ　ｍｉｎｅｏ契約者がそのｍｉｎｅｏ契約を解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、ｍｉｎｅｏ契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、ｍｉｎｅｏ契約者が以下の各号のいずれかにでも該当する場合は、この申出を行うことはできません。

(a) 初期契約解除を用いてｍｉｎｅｏ契約を解除する場合。(携帯電話番号ポータビリティの対象となる電気通信番号が、当社以外の電気通信事業者から携帯電話番号ポータビリティにより引き継がれたものである場合を除きます。)

(b) 解除しようとする契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。

エ　当社は、ウの規定に基づきｍｉｎｅｏ契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要となる番号を発行します。

オ　当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して 15 日間が経過したときに無効となります。

カ　ｍｉｎｅｏ契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ　ｍｉｎｅｏ契約者は、ウの申出を行う場合、料金表第１表第６（携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取り扱いに関する料金）に規定する携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料および MNP 転出時契約解除料の支払いを要します。

ク　携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号もしくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。

（５）協定事業者が提供する電報サービスの利用等

ア　ｍｉｎｅｏ契約者は、ｍｉｎｅｏ通信サービス（デュアルタイプに限ります。)の契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

イ　ｍｉｎｅｏ契約者は、当社が前項の規定により電報サービスを利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。)に生じた電報サービスに係る債権（電報サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。)を、その協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

ウ　前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

エ　イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第 48 条（割増金)、第 49 条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

３　当社からｍｉｎｅｏ契約者に行う通知等の方法およびｍｉｎｅｏ契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

（１）当社は、この約款に基づき、ｍｉｎｅｏ契約者に通知その他の連絡（以下この別記３において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、ｍｉｎｅｏ契約者から届出のあった氏名、名称、住所、メールアドレス（別表１（付加機能）３欄に規定する電子メール機能により割当てるメールアドレスを含みます。）、およびご利用番号に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

（２）ｍｉｎｅｏ契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定めるサービス取扱所に届け出ていただきます。

（３）当社は、（２）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（４）ｍｉｎｅｏ契約者は、ｍｉｎｅｏ契約者が（２）の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にそのｍｉｎｅｏ契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（５）ｍｉｎｅｏ契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、（４）と同様とします。

（６）当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。

（７）（６）に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能またはその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するまたは電子メールその他の方法により、ｍｉｎｅｏ契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、ｍｉｎｅｏ契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等はｍｉｎｅｏ契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（８）当社は、当社がその契約者回線について第 28 条（利用停止）に基づくｍｉｎｅｏ通信サービスの利用の停止又は第 16 条（当社が行う契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び（７）のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。

（９）ｍｉｎｅｏ契約者は、（２）の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

４の１　個人契約者の地位の承継

（１）相続によりｍｉｎｅｏ契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社がｍｉｎｅｏ契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにそのｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）（１）の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者

と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

（４）ｍｉｎｅｏ契約者は、（１）の届出を行わない場合、別記３の（４）から（９）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

４の２　法人契約者の地位の承継

（１）ｍｉｎｅｏ契約者の地位の承継があったときは、承継した人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社がｍｉｎｅｏ契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにそのｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

５　端末設備に異常がある場合などの検査

（１）当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ｍｉｎｅｏ契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ｍｉｎｅｏ契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 32 条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

（２）当社の係員は、（１）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（３）ｍｉｎｅｏ契約者は、（１）の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

６　自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記５の規定に準じて取り扱います。

７　端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

８　端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

（１）ｍｉｎｅｏ契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記８において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理などを行っていただきます。

（２）当社は、（１）の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、ｍｉｎｅｏ契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

（３）ｍｉｎｅｏ契約者は、（２）の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

9　端末設備の電波法に基づく検査

別記８に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記８の（２）および（３）の規定に準ずるものとします。

10　自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記８の規定に準ずるものとします。

11　自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記９の規定に準ずるものとします。

12　新聞社などの基準

区分	基準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 １）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 ２）発行部数が１の題号について、8,000 部以上であること。
２　放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
３　通信社	新聞社または放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13　通話時間等の測定

（１）（２）以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア　通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ　次の時間は、アの通話時間には含みません。

（ア）回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

（イ）回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第１表第３（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

（２）ＳＭＳ機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からＳＭＳ機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社（特定携帯電話事業者を

含みます。）の機器により測定します。

14　データ通信量の測定など

ｍｉｎｅｏ契約者が使用したデータ通信量は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

15　当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

（１）当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア　イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　過去１年間の実績を把握することができる場合	機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前１２料金月の各料金月における１日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（２）（１）の場合において特別の事情があるときは、ｍｉｎｅｏ契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

16　契約解除料の支払義務の免除

当社は、当社が別に定める態様によりｍｉｎｅｏ契約を解除すると同時に新たに当社のｍｉｎｅｏ契約を締結したときには、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金の支払いを免除します。

17　ｍｉｎｅｏ通信サービスの利用における禁止行為

（１）当社もしくは他者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など)、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

（２）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

（３）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

（４）詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為

（５）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

（６）薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行う行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為

（７）販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

（８）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
（９）法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
(10) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
(11) 当社の設備に蓄積された情報、またはｍｉｎｅｏ通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
(12) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
(13) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
(14) ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他者が受信可能な状態にする行為
(15) 画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
(16) 社会通念上他者人に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為
(17) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
(18) 当社もしくは、他者の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
(19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(20) 違法行為（けん銃などの譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を請負し、仲介しまたは誘引（他者に依頼することを含む）する行為
(21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(23) 営利を目的として他のｍｉｎｅｏ契約者等に通信量を転売および譲渡する行為
(24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る行為
(25) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
(26) その他、当社が不適切と判断する行為

18　大量の電子メール（ＳＭＳを含む）送信が行われた場合の取扱い

当社は、電子メール（ＳＭＳを含む）機能を用いて、１の契約者回線から当社が別に定める量を超える電子メール（ＳＭＳを含む）の送信が行われたときは、別記 17 に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、そのｍｉｎｅｏ契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

19　自営端末機器の接続

（１）　契約者（ローミング契約者を除きます。以下この別記 19 において同じとします。）は、その契約

者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末機器（ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示（以下「技適マーク」といいます。）により当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記 19 において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

ア 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号)様式第 7 号又は第 14 号の表示

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号)様式第 7 号又は第 14 号の表示

（２）当社等は、（１)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続する端末設備が、無線設備規則に適合してないとき。

イ　その接続が別記７の技術基準等に適合しないとき。

ウ　その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

（３）当社等は、（２)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。

ア　技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。

イ　事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）当社等の係員は、（３)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（５）契約者が、その端末設備を変更したときについても、（１)から（４)までの規定に準じて取り扱います。

（６）契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

20　自営電気通信設備の接続

（１）ｍｉｎｅｏ契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示（以下「技適マーク」といいます。）により当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記 20 において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続する端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。

イ　その接続が別記７の技術基準等に適合しないとき。

ウ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が無線設備規則及び技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）当社の係員は、（３）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
（５）契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（４）までの規定に準じて取り扱います。
（６）契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

21　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

22　検査などのための端末設備の持込み

ｍｉｎｅｏ契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）もしくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にｍｉｎｅｏ通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
（１）別記５または 19 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
（２）電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

23　相互接続通信の料金の取扱い

別記 24 に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 24 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 24 に定めるところによります。

24　相互接続通信の接続形態と料金の取り扱い

<table>
<tr><th colspan="3">接続形態</th><th>料金の取り扱い等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td colspan="2" rowspan="2">発信
：当社の契約者回線</td><td>料金設定事業者
：当社</td></tr>
<tr><td>料金請求事業者
：当社</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">着信
：携帯電話事業者に係る電気通信設備</td><td>料金の支払いを要する者
：その通話の発信に係る契約者回線の契約者</td></tr>
<tr><td>料金に関するその他の取り扱い
：この約款に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2</td><td rowspan="4">発信
：当社の契約者回線

着信
：加入電話事業者（他網公衆電話を含みます。以下この別記 24 において同じとします。）、IP</td><td colspan="2" rowspan="4">（１）　（２）または（３）以外の場合</td><td>料金設定事業者
：当社</td></tr>
<tr><td>料金請求事業者
：当社</td></tr>
<tr><td>料金の支払いを要する者
：その通話の発信に係る契約者回線の契約者</td></tr>
<tr><td>料金に関するその他の取り扱い
：この約款に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）　電気通信番号規則第 10 条第３号に規定する電気通信番号</td><td>①　②から④以外の場合</td><td>料金設定事業者
：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">料金請求事業者
：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者</td></tr>
</table>

	電話事業者または中継事業者に係る電気通信設備	を使用して通話を行った場合		または加入電話事業者
				料金の支払いを要する者 ：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定める者
				料金に関するその他の取り扱い ：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
			② エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570 または 0180 に限ります。）を使用して通話を行った場合（発信者に課金する取り扱いを受けたもの）	料金設定事業者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金請求事業者 ：当社
				料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
				料金に関するその他の取り扱い ：この約款に定めるところによります。
			③ エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570 または 0180 に限ります。）を使用して通話を行った場合（着信者に課金する取り扱いを受けたもの）	料金設定事業者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金請求事業者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金の支払いを要する者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定める者
				料金に関するその他の取り扱い ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
			④ ソフトバンク株式会社に係る電気通信番号（0570 に限ります。）を使用して通話を行った場合	料金設定事業者 ：ソフトバンク株式会社
				料金請求事業者 ：当社
				料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
				料金に関するその他の取り扱い ：この約款に定めるところによります。
		（３）　東日本電信電話株式		料金設定事業者

		会社または西日本電信電話株式会社が提供する電報サービスの利用に係る通話を行った場合	：東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
			料金請求事業者 ：当社
			料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
			料金に関するその他の取り扱い ：東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
3	発信 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線		料金設定事業者 ：携帯電話事業者
			料金請求事業者 ：携帯電話事業者
			料金の支払いを要する者 ：その携帯電話事業者の契約約款等に定める者
			料金に関するその他の取り扱い ：その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
4	発信 ：加入電話事業者に係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	（１）　（２）以外の場合	料金設定事業者 ：当社または加入電話事業者
			料金請求事業者 ：加入電話事業者
			料金の支払いを要する者 ：その加入電話事業者の契約約款等に定める者
			料金に関するその他の取り扱い ：その加入電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
		（２）　東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する加入電話サービスに係る電気通信設備からの通話であって、別記 26 規定する協定事業者が電気通信番号またはＫＤＤＩ株式会社に係る電気通信番号（0077 に限ります。）により提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を経由するものの場合	料金設定事業者 ：東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
			料金請求事業者 ：別記 26 に規定する協定事業者またはＫＤＤＩ株式会社
			料金の支払いを要する者 ：その協定事業者またはＫＤＤＩ株式会社の契約約款等に定める者
			料金に関するその他の取り扱い ：その協定事業者またはＫＤＤＩ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
5	発信		料金設定事業者

	：ＩＰ電話事業者に係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	：ＩＰ電話事業者
		料金請求事業者 ：ＩＰ電話事業者
		料金の支払いを要する者 ：そのＩＰ電話事業者の契約約款等に定める者
		料金に関するその他の取り扱い ：そのＩＰ電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
6	発信 ：本邦外に設置された電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：中継事業者
		料金請求事業者 ：中継事業者
		料金の支払いを要する者 ：その中継事業者の契約約款等に定める者
		料金に関するその他の取り扱い ：その中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

25　特定の電気通信サービス

特定の電気通信サービスは、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款、およびソフトバンク(5G)約款に定める特定の電気通信サービスと同じとします。

26　特定の協定事業者

特定の協定事業者は、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款、およびソフトバンク(5G)約款に定める特定の協定事業者と同じとします。

27　電話番号案内事業者

電話番号案内事業者は、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款、およびソフトバンク (5G)約款に定める電話番号案内事業者と同じとします。

28　契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、ＵＱコミュニケーションズ株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、株式会社サジェスタム、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、日本通信株式会社、汐留モバイル株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、フリービット株式会社、トーンモバイル株式会社、ＵＱモバイル沖縄株式会社、ビッグローブ株式会社、株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ、株式会社アクセル、ＳＯＲＡシム株式会社、株式会社ＬｉｎｋＬｉｆｅ、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社メディエイター、株式会社ジェイコ

ム東京、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、株式会社土浦ケーブルテレビ、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム東京北、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム港新宿、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム船橋習志野、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジュピターテレコム、スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社、株式会社ちゅピＣＯＭひろしま、楽天株式会社、株式会社ＳＴＮｅｔ、LINE モバイル株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、株式会社コミュニティネットワークセンター、H.I.S.Mobile 株式会社、DXHUB 株式会社、株式会社センターモバイル、だれでもモバイル株式会社

29　請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

1	２、３以外のもの	なし
2	Ａプラン第１種デュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能、割込通話機能、海外ローミング機能
3	Ａプラン第２種デュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能、海外ローミング機能
4	Ｄプランデュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能、迷惑電話拒否機能、海外ローミング機能
5	Ｓプランデュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能

30　標準機能

種類		提供条件
1　自動着信転送機能（着信転送サービス／転送電話サービス）		その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）に、自動的に転送する機能をいいます。
	備考	（１）ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者に支払っていただきま す。 （３）この機能を利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。 （４）この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。 （５）この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
2　発番要請機能（番号通知リクエストサービス／番号通知お願いサービス）		その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発信者に通知する機能をいいます。

	備考	（１）ｍｉｎｅｏ通信サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）この機能により応答する通話に関する料金については、第 40 条（通話料の支払義務）および第 50 条（相互接続通信の料金の取り扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 （３）この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

31　契約者の氏名等を通知する中継事業者

ソフトバンク株式会社、ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社

32　契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、楽天モバイル株式会社、イオンリテール株式会社

33　大量の国際通話発信が行われた場合の取扱い

当社は、国際通話機能を用いて、１の契約者回線から当社が別に定める量を超える発信が行われたときは、別記 17 に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、そのｍｉｎｅｏ契約者からその発信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

附　則

（実施期日）

１　この約款は、平成２６年６月３日から実施します。

２　当社が別に定める期間に、当社が別に定める方法で先行予約があり、かつ、平成２６年６月３日から平成２６年６月３０日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）に規定する額に代えて次の料金額を適用します。

ア　イ以外の場合

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	適用する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６ヶ月間	６１０円（６５９円）
シングルタイプに係るもの		０円（０円）

イ　当社端末機器の購入に係る先着１，０００名の先行予約者でｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社端末機器を購入した者

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	適用する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 24 ヶ月間	６１０円（６５９円）
シングルタイプに係るもの		０円（０円）

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年８月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年８月５日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２６年９月１日から実施します。

２　平成２６年６月３日制定規定の附則２の適用を受けたｍｉｎｅｏ契約者については、当該附則および、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。た

だし、適用期間中に契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額より安い場合、変更後の料金が割引額となります。

ア　イ以外の場合

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６ヶ月間	９８０円（１，０５８円）
シングルタイプに係るもの		

イ　当社端末機器の購入に係る先着１，０００名の先行予約者でｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社端末機器を購入した者

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 24 ヶ月間	９８０円（１，０５８円）
シングルタイプに係るもの		

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この約款は、平成２６年１１月１日から実施します。

２　平成２６年１１月３０日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、月間通信量を１ＧＢ付与するものとします。

附　則

（実施期日）

１　この約款は、平成２６年１２月１日から実施します。

２　平成２６年１２月１日から平成２７年１月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、利用開始月から平成２７年１月までの毎月月間通信量を１ＧＢ付与するものとします。

３　平成２６年１１月３０日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、平成２６年１２月から平成２７年１月までの毎月月間通信量を１ＧＢ付与するものとします。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、平成２６年１２月１０日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２７年１月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年２月１日から実施します。
２　平成２６年９月１日制定規定の附則２の適用を受けたｍｉｎｅｏ契約者については、当該附則および、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。
　ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア　イ以外の場合

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６ヶ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額
シングルタイプに係るもの		

イ　当社端末機器の購入に係る先着１，０００名の先行予約者でｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社端末機器を購入した者

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 24 ヶ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額
シングルタイプに係るもの		

３　平成２７年２月１日から平成２７年２月２２日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア　イ以外の場合

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）

デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	６１０円（６５８円）

イ　ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める端末機器を購入した先着１，０００名の者

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	（１）契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	６１０円（６５８円）
	（２）契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 24 カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２７年２月２３日から実施します。

２　平成２７年２月２３日から平成２７年３月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア　イ以外の場合

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	６１０円（６５８円）

イ　ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める端末機器を購入した者

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	（１）契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	６１０円（６５８円）
	（２）契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 24 カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年３月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２７年３月２７日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年４月１日から実施します。

２　平成２７年４月１日から平成２７年４月３０日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金額が減額等された場合、変更後の料金額が減額する料金額となります。

ア　イ以外の場合

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	６１０円（６５８円）

イ　ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める端末機器を購入した者

１契約者回線ごとに月額

申し込みタイプ	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
デュアルタイプに係るもの	（１）契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	６１０円（６５８円）
	（２）契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 24 カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２７年５月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年５月２６日から実施します。

２　料金表第１表第１の１（１）のウ、２料金額は平成２７年５月３１日までは以下の表に読み替えるものとします。

第１表料金第１の１（１）のウ

基本データ容量	内容
１ＧＢ	月間通信量が１ＧＢのもの。
３ＧＢ	月間通信量が３ＧＢのもの。
５ＧＢ	月間通信量が５ＧＢのもの。

２　料金額

（１）　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	１ＧＢ	１，４６０円(１，５７６円)
	３ＧＢ	１，５９０円(１，７１７円)
	５ＧＢ	２，１９０円(２，３６５円)

（２）シングルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税抜額(税込額)
月間通信量制限コース	１ＧＢ	８５０円(９１８円)
	３ＧＢ	９８０円(１，０５８円)
	５ＧＢ	１，５８０円(１，７０６円)

３　料金表第１表第６の２は平成２７年６月３０日までは以下の表に読み替えるものとします。

区分	単位	料金額 税抜額（税込額）
携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料	１請求ごとに	２，０００円（２，１６０円）

４　平成２７年２月１日制定規定の附則２の適用を受けたｍｉｎｅｏ契約者については、適用期間中に契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額より安い場合、変更後の料金が割引額となります。

５　第41条（最低利用期間）および料金表第１（基本使用料）１適用（２）は平成２７年６月３０日まで適用されるものとなります。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年６月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年８月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２７年８月１８日から実施します。

２　平成２７年８月１８日から平成２７年１０月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ア　イ、ウ、エ以外の場合	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額
イ　エ以外の場合で、当社が指定する端末機器を購入した者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 30 カ月間	
ウ　エ以外の場合で、当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から９カ月間	
エ　ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、当社が指定する端末機器を購入した者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 33 カ月間	

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２７年９月１日から実施します。

２　平成２７年９月１日から平成２７年１０月３１日までの間に、Ｄプランのｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ア　イ、ウ以外の場合で、当社が別に定める期間に、当社が別に定める方法で先行予約をして申	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から９カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

し込みをした者		
イ　ウ以外の場合で、ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から９カ月間	
ウ　当社が別に定める期間に、当社が別に定める方法で先行予約があり、かつ、ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から 12 カ月間	

３　削除

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年１１月１９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２７年１２月１６日から実施します。

２　平成２７年９月１日から実施の附則第３項について、「削除」に改めます。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年１月２１日から実施します。

２　平成２８年１月２１日から平成２８年３月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ア　イ、ウ以外の場合で、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額
イ　ウ以外の場合で、当社が別に定める条件を満たし、シングルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	
ウ　ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６カ月間	

みをした者		

３　この附則２が適用された契約者回線について、契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月から 12 カ月間月間通信量を２ＧＢ付与するものとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２８年３月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２８年４月１日から実施します。

２　平成２８年４月１日から平成２８年６月３０日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２８年５月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２８年６月１日から実施します。

２　平成２８年６月１日から平成２８年７月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２８年６月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年７月１日から実施します。

２　平成２８年７月１日から平成２８年７月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年８月１日から実施します。

２　平成２８年８月１日から平成２８年８月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２８年８月２４日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２８年９月１日から実施します。

２　平成２８年９月１日から平成２８年９月３０日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

３　平成２８年９月１日から平成２８年１０月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２８年１０月１日から実施します。

２　平成２８年１０月１日から平成２８年１０月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただ

し、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年１１月１日から実施します。

２　平成２８年１１月１日から平成２９年１月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年１２月１日から実施します。

２　本改正規定の実施日において、eoID を保有するｍｉｎｅｏ契約者については、同日をもってｅｏＩＤ利用規約を適用します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年１月２０日から実施します。

２　平成２９年１月２０日から平成２９年５月９日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

３　平成２９年２月１日から平成２９年５月９日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年３月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年５月１０日から実施します。

２　平成２９年５月１０日から平成２９年８月３１日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額

		税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年５月２６日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年６月１日から実施します。

２　平成２９年６月１日から平成２９年７月１８日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額
		税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額

３　平成２９年５月２６日時点で基本データ容量変更申込のない月間通信量制限コース５ＧＢのお客さまは平成２９年６月１日に月間通信量制限コース６ＧＢに移行させていただきます。また、平成２９年５月２６日から平成２９年５月３１日までに月間通信量制限コース５ＧＢ契約完了となった平成２９年６月２６日時点で基本データ容量変更申込のない月間通信量制限コース５ＧＢのお客さまは平成２９年７月１日に月間通信量制限コース６ＧＢに移行いたします。月間通信量制限コース５ＧＢのお申し込みで平成２９年６月１日以降契約完了となった場合、月間通信量制限コース６ＧＢでの契約となります。上記移行完了後、月間通信量制限コース５ＧＢは提供終了といたします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年９月１日から実施します。

２　平成２９年９月１日から平成２９年１１月９日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から１２カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量３ＧＢの月額料金額

３　平成２９年９月１日から平成２９年１１月９日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、デュアルタイプの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量３ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年１０月１日から実施します。

２　平成２９年１０月１日から平成２９年１２月２８日までの間に、ｍｉｎｅｏ法人契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ法人契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者（**同時に1～9 回線を申し込みの場合**）	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から３カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額およびユニバーサルサービス料の月額料金額

３　平成２９年１０月１日から平成２９年１２月２８日までの間に、ｍｉｎｅｏ法人契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ法人契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者（**同時に10回線以上を申し込みの場合**）	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量１ＧＢの月額料金額およびユニバーサルサービス料の月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年１１月１０日から実施します。

２　平成２９年１１月１０日から平成２９年１２月２６日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、Ａプランの申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から２４カ月間	６２５円（６７５円）

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年１２月１日から実施します。

２　平成２９年１２月１日から平成３０年1月１８日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量３ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年１２月２７日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年１月１９日から実施します。

２　平成３０年１月１９日から平成３０年５月８日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の申し込み種別に定める条件、当社が別に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

申し込み種別	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）
ｍｉｎｅｏ契約の申し込み時に当社が別に定める条件を満たし、申し込みをした者	契約者回線の提供の開始のあった日の属する料金月の翌料金月の起算日から６カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量３ＧＢの月額料金額

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年４月１６日から実施します。

２　平成３０年４月１６日から平成３０年５月８日までの間に、ｍｉｎｅｏ契約者から別途定める抽選型割引の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、次の適用する条件に定める条件を満たす場合、料金表第１表第１（基本使用料）２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、月額料金が割引額を下回る場合は、その月額料金が割引額となります。月額料金額の減額や契約内容の変更等により、変更後の料金が変更前に適用されていた割引額を下回る場合、変更後の料金が割引額となります。

適用する条件	適用する期間	減額する料金額 税抜額（税込額）

当社の実施する抽選の結果、当該回線において１カ月割引に当選した者	当該回線において平成３０年６月１日から１カ月間	シングルタイプの月間通信量制限コース基本データ容量３ＧＢの月額料金額
当社の実施する抽選の結果、当該回線において３カ月割引に当選した者	当該回線において平成３０年６月１日から３カ月間	
当社の実施する抽選の結果、当該回線において６カ月割引に当選した者	当該回線において平成３０年６月１日から６カ月間	
当社の実施する抽選の結果、当該回線において１２カ月割引に当選した者	当該回線において平成３０年６月１日から１２カ月間	

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年６月１日から実施します。

２　平成３０年５月３１日までにｍｉｎｅｏ契約の申し込みを行い、その承諾を受けたとき、もしくはｍｉｎｅｏ契約者より、ｍｉｎｅｏ契約の変更手続きの申し込み、またはＳＩＭカードの紛失、盗難、毀損または自然故障その他の理由により新たなＳＩＭカードの貸与を平成３０年５月３１日までに請求し、当社がその申し込みを承諾した場合、料金表第１表（料金）第４（手続きに関する料金）の規定に係わらず、次の料金額を適用します。

区分	単位	料金額
		税抜額（税込額）
ＳＩＭカード発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	４０６円（４３８円）
ＳＩＭカード発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	３９４円（４２５円）

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年６月１１日から実施します。

２　平成３０年６月１１日から平成３０年６月２５日まで、または平成３０年７月１日から平成３０年７月２５日までの間に、別途定めるお申し込みがあり、当社がそのお申し込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、次の適用および料金額を適用いたします。

（１）適用

コース	内容
月間通信量制限エココース	１の料金月において利用可能な通信量（以下「月間通信量」といいます。）が付与され、当社が別途定める時間帯において通信速度条件を 200kbps に制限するもの。法人契約においては月間通信量制限エココースを申し込むことができません。月間通信量制限エココースをご利用中はプラン変更、タイプ変更はお申し込みできません。

（２）料金額

Ａプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税抜額(税込額)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，４６０円(１，５７６円)
	６ＧＢ	２，０９０円(２，２５７円)
	１０ＧＢ	２，９８０円(３，２１８円)
	２０ＧＢ	４，２９０円(４，６３３円)
	３０ＧＢ	６，０６０円(６，５４４円)

イ　シングルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税抜額(税込額)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	８５０円(９１８円)
	６ＧＢ	１，４８０円(１，５９８円)
	１０ＧＢ	２，３７０円(２，５５９円)
	２０ＧＢ	３，６８０円(３，９７４円)
	３０ＧＢ	５，４５０円(５，８８６円)

Ｄプラン

ア　デュアルタイプに係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税抜額(税込額)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	１，５５０円(１，６７４円)
	６ＧＢ	２，１８０円(２，３５４円)
	１０ＧＢ	３，０７０円(３，３１５円)
	２０ＧＢ	４，３８０円(４，７３０円)
	３０ＧＢ	６，１５０円(６，６４２円)

イ　シングルタイプ（ＳＭＳ機能付）に係るもの

１契約者回線ごとに月額

コース	基本データ容量	料金額 税抜額(税込額)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	９７０円(１，０４７円)
	６ＧＢ	１，６００円(１，７２８円)
	１０ＧＢ	２，４９０円(２，６８９円)
	２０ＧＢ	３，８００円(４，１０４円)
	３０ＧＢ	５，５７０円(６，０１５円)

ウ　シングルタイプに係るもの

コース	基本データ容量	料金額

		税抜額(税込額)
月間通信量制限エココース	３ＧＢ	８５０円(９１８円)
	６ＧＢ	１，４８０円(１，５９８円)
	１０ＧＢ	２，３７０円(２，５５９円)
	２０ＧＢ	３，６８０円(３，９７４円)
	３０ＧＢ	５，４５０円(５，８８６円)

３　平成３０年８月２６日時点でコース変更申し込みおよび基本データ容量変更申し込みのない月間通信量制限エココースのお客さまは平成３０年９月１日に同一基本データ容量の月間通信量制限コースに移行させていただきます。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年７月２４日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成３０年９月３日をもって、月間通信量制限コースのうち、基本データ容量が１ＧＢのもののお申込（他の容量からのコース変更のお申込を含みます。）の受付を終了いたします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１８年９月４日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１８年１０月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１８年１１月７日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１８年１２月１０日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１９年４月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　２０１９年５月３１日までは、以下「区分」に該当する料金は、別表によらず下表によるものとします。

区分	単位	料金額 税抜額（税込額）
契約事務手数料	１契約ごとに	３，０００円（３，２４０円）
変更事務手数料（ｍｉｎｅｏ契約の変更手続にかかるもの）	１契約ごとに	２，０００円（２，１６０円）
変更事務手数料（新たなＳＩＭカードの貸与にかかるもの）	１枚ごとに	２，０００円（２，１６０円）
ＳＩＭカード発行料（Ａプラン）	１契約ごとに	２３０円（２４８円）
ＳＩＭカード発行料（Ｄプラン）	１契約ごとに	３４１円（３６８円）
ＳＩＭカード発行料（Ｓプラン）	１契約ごとに	３３７円（３６３円）
料金明細類発行手数料	１送付ごとに	１００円（１０８円）
料金収納手数料	１送付ごとに	３００円（３２４円）
契約譲渡手数料	１申込ごとに	３，０００円（３，２４０円）

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１９年６月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１９年８月２８日から実施します。

２　前項にかかわらず、お試し２００ＭＢコースおよび月間通信量制限エココースに係る規定は２０１９年９月２日より適用されます。

３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０１９年１０月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０１９年１２月２日から実施します。
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０２０年３月３日から実施します。
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０２０年３月２３日から実施します。
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０２０年６月２２日から実施します。
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０２０年７月１日から実施します。
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０２０年１０月１日から実施します。
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、２０２０年１２月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年２月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年３月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年４月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年６月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年１０月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年１２月１日から実施します。
ただし、第 62 条の３については、２０２２年３月１日以降に実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２１年１２月２４日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年２月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年３月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年３月２４日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年４月１日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年６月９日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年７月１日から実施します。

ただし、第２８条（１２）については、２０２２年９月１日以降に登録されたクレジットカードを対象として実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年８月２４日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２２年１１月２９日から実施します。

ただし、付加機能の IP フィルタリングサービスについては、２０２２年１２月１日より実施いたします。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年２月１日から実施します。

ただし、ワイドスター通信サービス（第３種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係る通話料金については、２０２３年２月１５日より実施いたします。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年２月２２日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年３月１日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年３月１７日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年４月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったｍｉｎｅｏ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年６月１６日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２３年８月２３日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２４年３月１日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２４年４月１日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２４年５月２９日から実施します。

（実施期日）

１　この改正規定は、２０２４年７月１日から実施します。

ただし、第１６条、第２２条、第２３条、第２４条、第２５条、第２６条、第２８条、第６０条、第６１条の２、別記 33 の改正については、２０２４年８月１日より実施いたします。